

令和元年度

沖縄女子短期大学

自己点検・評価報告書

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	44
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	60
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	67
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	77
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	80
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	88
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	88
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	91
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	93

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、沖縄女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年10月18日

理事長

山内 彰

学長

平田 美紀

ALO

上原 健二

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園は、米国施政権下の昭和 41(1966)年 4 月に、学校法人（設立時は財団法人）嘉数女子学園沖縄女子短期大学、同附属高等学校の設置を琉球政府より認可された県内唯一の女子教育機関である。学園創立者は、故嘉数昇・津子夫妻であり、初代理事長兼学長には、嘉数津子氏が就任した。開学時の設置学科は英語商業科第一部・第二部、家政科第二部で、創立者が設置していた那覇市松尾の文化服装学院を仮校舎に、附属高校と共用してスタートした。同年 11 月には、那覇市長田の新校舎が完成したため移転した。昭和 43(1968)年 12 月には、児童教育科第一部・第二部が設置認可され、昭和 46(1971)年 7 月には、学校法人しらゆり学園報恩幼稚園を本学附属幼稚園として合併し、同年 12 月には、英語商業科を商業科に変更した。

昭和 47(1972)年 5 月には、本土復帰により琉球政府で認可された学校は「沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の特別措置に関する政令」により学校教育法による学校として認可された。その後、時代の変遷の中で学科の改廃も行われ、商業科は平成 16(2004)年 4 月に総合ビジネス学科に学科名を変更し、平成 25(2013)年 4 月には、ビジネス心理コース、観光ホスピタリティコースが設置されている。

児童教育科第一部・第二部は、統合され児童教育学科となり(平成 20(2008)年 12 月 24 日認可) 初等教育クラス、心理教育クラス、福祉教育クラス、人間発達クラスが設置されている。平成 21(2009)年 2 月には岐阜女子大学との姉妹校提携が締結され、本学卒業生は、本学校舎において遠隔授業により、小学校教諭一種免許状・専修免許状の取得が可能となっている。また、平成 21(2009)年度からは教員免許状更新講習の実施校として認可を受けている。

平成 22(2010)年 3 月には財団法人短期大学基準協会による第三者評価適格認定を受けた。

平成 23(2011)年度には、本学の教職課程及び保育課程を充実するために学生支援、教職員支援及び地域貢献等のために新しく教育実践支援センターを設立し、平成 25(2013)年 3 月には「教育実践研究支援センター」に名称を改め、協働研究校として、地域小学校との交流を図り、将来の教師を目指す学生の資質向上に力を入れている。

平成 25(2013)年 4 月には、本学と与那原町との間で大学設置移転に関する覚書が締結された。平成 26(2014)年 9 月に工事を着工し 1 年の工期を経て、平成 27(2015)年 9 月に引渡しを受け、平成 27(2015)年 10 月 1 日から新キャンパスで教育活動が行われている。

< 学校法人の沿革 >

昭和 41(1966)年 4 月	財団法人 嘉数女子学園 沖縄女子短期大学・同附属高等学校設立認可。第一期生入学（英語商業科第一部・第二部 家政科第二部）
昭和 42(1967)年 6 月	法人名を学校法人 嘉数女子学園に変更

沖縄女子短期大学

昭和 44(1969)年 8月	嘉数女子学園 学寮竣工
昭和 46(1971)年 7月	学校法人しらゆり学園報恩幼稚園を本学附属幼稚園として合併認可
12月	英語商業科を商業科に学科名を変更
昭和 47(1972)年 3月	商業科の課程認定認可
5月	沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の特別措置に関する政令により学校教育法による短期大学として認可
昭和 58(1983)年 1月	商業科第二部、家政科第二部学科廃止認可
平成 16(2004)年 4月	商業科を総合ビジネス学科に学科名変更 総合ビジネス学科、児童教育科第一部に男子学生入学
平成 21(2009)年 3月	沖縄女子短期大学附属高等学校を廃校
平成 23(2011)年 3月	沖縄女子短期大学附属報恩幼稚園を廃園
平成 25(2013)年 4月	大学移転に関する覚書締結（与那原町）
平成 26(2014)年 9月	与那原町東浜に新校舎等建設着工
平成 27(2015)年 9月	新キャンパス校舎等完成引渡式
12月	与那原町、与那原町教育委員会と学校法人嘉数女子学園、沖縄女子短期大学との包括的な連携・協定に関する協定書締結 津波時における避難施設の使用に関する協定書締結
平成 28(2016)年 2月	創立 50 周年記念式典・校舎落成式並びに祝賀会

<短期大学の沿革>

昭和 41(1966)年 4月	財団法人 嘉数女子学園 沖縄女子短期大学設立認可。第一期生入学（英語商業科第一部・第二部 家政科第二部）
昭和 43(1968)年 12月	児童教育科第一部・第二部設置認可
昭和 62(1987)年 4月	各科にコース制を導入。（商業科には「秘書コース」「ビジネス情報コース」、児童教育科には「初等教育コース」「幼児教育コース」「社会福祉コース」を導入）
平成 7(1995)年 7月	沖縄県私立大学協会加盟大学間における単位互換協定締結

沖縄女子短期大学

11月	放送大学と本学間の単位互換協定締結 国際交流事業調印式（ハワイ大学リーワード校）
平成9(1997)年 7月	ハワイ大学7コミュニティーカレッジズ夏期講習派遣
11月	「児童厚生二級指導員」養成課程認定校として児童教育科第一部 認可（(財)児童健全育成推進財団）
平成11(1999)年 2月	「医事管理士、医療管理秘書士」教育指定校として認可 (財)日本病院管理教育協会
平成14(2002)年 6月	「ピアヘルパー」資格認定校として認可 (日本教育カウンセラー協会)
平成15(2003)年 4月	児童教育科第二部に男子学生入学
10月	「児童厚生二級指導員」養成課程認定校として児童教育科第二部 認可（財)児童健全育成推進財団
平成16(2004)年 4月	商業科を総合ビジネス学科に学科名変更 総合ビジネス学科、児童教育科第一部に男子学生入学
平成17(2005)年 4月	「プレゼンテーション実務士」「社会調査アシスタント」教育課程 認定 全国大学実務教育協会
平成19(2007)年 5月	協働事業協定書締結（那覇市教育委員会）
平成20(2008)年 4月	総合ビジネス学科に情報管理コース、ビジネス心理コースを設置
7月	協働事業協定書締結（南城市教育委員会）
12月	児童教育学科（昼夜開講制）設置認可
平成21(2009)年 2月	姉妹校提携調印式（岐阜女子大学）
6月	保育支援ボランティア協定書締結（那覇市）
10月	協働事業協定書締結（豊見城市教育委員会）
平成22(2010)年 3月	財団法人短期大学基準協会 第三者評価適格認定
平成23(2011)年 4月	収容定員増 教育実践支援センター（現 教育実践研究支援センター）設置 総合ビジネス学科の両コースを総合ビジネスコースに統合
11月	協働事業協定書締結（糸満市教育委員会）
平成24(2012)年 7月	児童教育科第一部、児童教育科第二部 廃止
11月	協働事業協定書締結（八重瀬町教育委員会）
平成25(2013)年 1月	協働事業協定書締結（浦添市教育委員会）

沖縄女子短期大学

4月	総合ビジネス学科の総合ビジネスコースを廃止し、ビジネス心理コース、観光ホスピタリティコースを設置
4月	「秘書士 [○] 」「ビジネス実務士 [○] 」「観光ビジネス実務士」教育課程認定 全国大学実務教育協会
4月	大学移転に関する覚書締結（与那原町）
6月	協働事業協定書締結（与那原町教育委員会）
3月	教育実践支援センターを教育実践研究支援センターに名称変更
平成26(2014)年 8月	協働事業協定書締結（南部広域行政組合教育委員会）
平成27(2015)年 2月	協働事業協定書締結（浦添市教育委員会）
3月	協働事業協定書締結（北中城村教育委員会）
10月	与那原町東浜キャンパス移転・開学式
3月	知念高等学校との高大連携事業に関する協定書締結
5月	NPO法人ヴィクサーレススポーツクラブとの包括的連携に関する協定書締結
10月	坂村真民（詩人）詩碑建立
平成29(2017)年 3月	一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価適格認定
平成31(2019)年 3月	児童教育学科 教職課程再課程認定

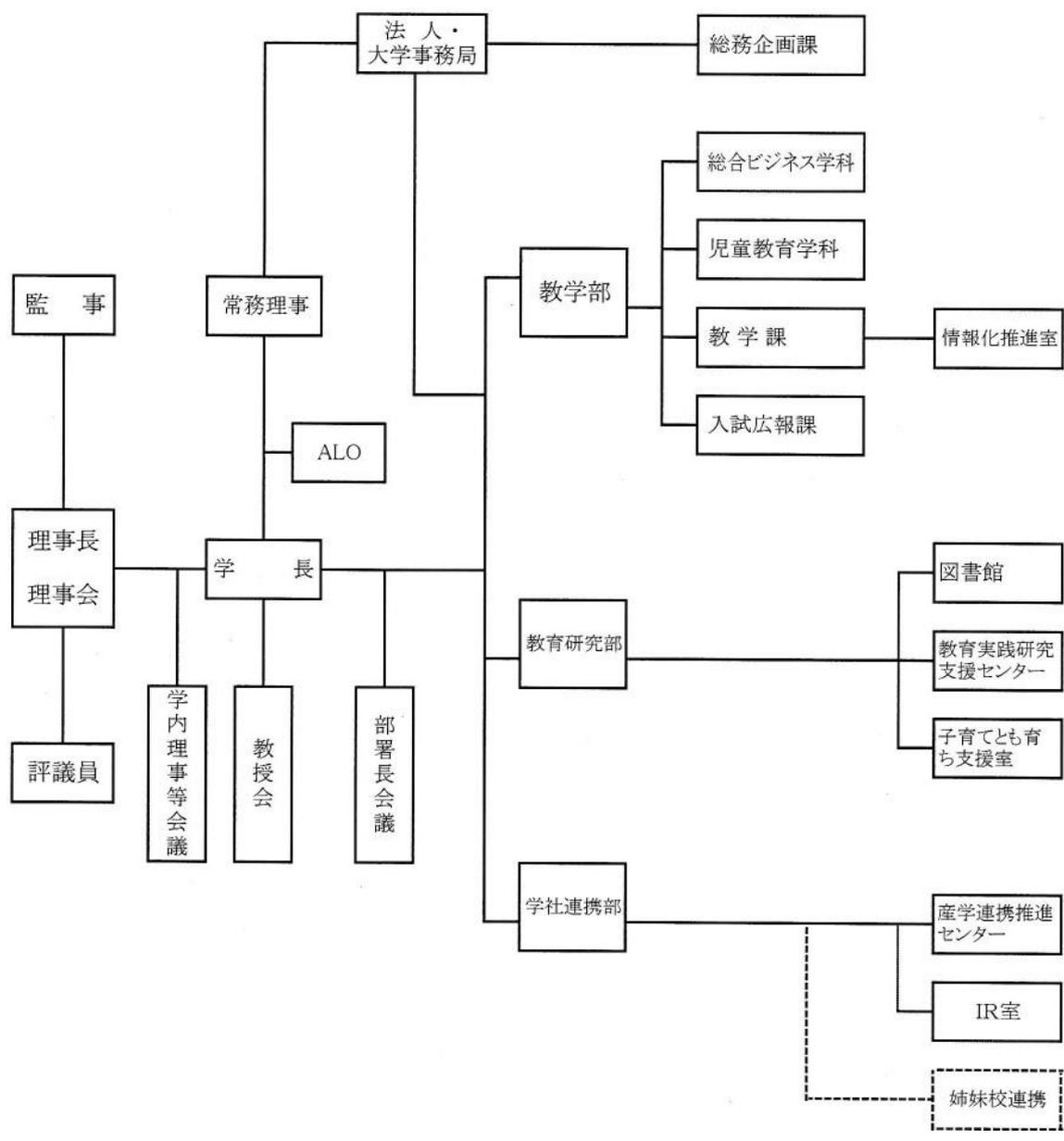
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和2（2020）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
沖縄女子短期大学	〒901-1304 沖縄県島尻郡与那原町東浜1番地	235	470	566

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和2（2020）年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年 度	平成 30 (2018) 年 度	令和元 (2019) 年度
沖縄県	1,425	1,431	1,440	1,444	1,450
那覇市	320	321	319	318	317
与那原町	18	18	18	19	19

■ 単位：千人

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 27 (2015) 年度		平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元年 (2019) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北部（12市町村） うるま市以北	16	5.6	20	7.4	15	5.7	4	1.5	10	4.0
中北部（5市町 村） うるま市～北谷	54	18.9	59	21.7	56	21.5	51	18.5	56	22.1
中部西（2市） 宜野湾、浦添市	34	11.9	38	14	22	8.4	31	11.3	24	9.5
中部東（3村） 北中城、中城、西 原	16	5.6	18	6.6	15	5.7	22	8	26	10.3
南部西（3市） 那覇、豊見城、糸 満	105	36.7	77	28.3	90	34.5	108	39.3	78	30.8
南部東（4市町） 南風原、与那原 南城市、八重瀬	41	14.3	53	19.5	57	21.8	73	26.5	55	21.7
離島（12市町村）	15	5.2	7	2.6	5	1.9	6	2.2	2	0.8
県外	5	1.7	1	0.4	1	0.4	1	0.4	2	0.8

[注]

□ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。

■ 地域社会のニーズ

沖縄県は、国立大学法人琉球大学、沖縄科学技術大学院大学、国立沖縄工業高等専門学校、沖縄県立看護大学、沖縄県立芸術大学、公立名桜大学があり、私立4年制大学は、沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄キリスト教学院大学、私立短期大学は沖縄キリスト教学院短期大学と本学の2校で計11の高等教育機関を有している。

全国的には18歳人口が減少の一途を辿り、学生確保は厳しい状況にあるが、本学においてはニーズを踏まえて、今年度は定員増に向け認可申請中である。

また、本学の教職課程及び保育士養成課程を充実するために教育実践研究支援センターを設立し、学生支援、教職支援、地域貢献等のために地域との連携で協働事業の締結や教育内容の充実に努めている。

さらに、学生のさらなるキャリアアップのため30校あまりの編入学先を用意している。なかでも、岐阜女子大学とは姉妹校の締結を結び、本学内に沖縄サテライト校を設けており、編入学指定校推薦制度を活用し、本学卒業後も働きながら学べるよう環境を整えている。毎年20名以上の学生が岐阜女子大学へ編入学をしている。

その他、公開講座や出前講座、図書館の地域への開放等も行っている。今後も地域に開かれた大学として更なる充実を図っていく。

■ 地域社会の産業の状況

新キャンパスの移転先である与那原町は、那覇市から東へ約9km、沖縄本島南部の東海岸に位置し、中城湾に面している。南部と中部を結ぶ東海岸沿いの陸上の交通要衝でもある。人口は約19,000人であるが、沖縄県で高い人口増加率となっている。産業は第三次産業の割合が高くなっている。また、大型MICE（企業等の会議 Meeting、企業等の行う報奨・研修旅行 Incentive Travel、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 Convention、展示会・見本市、イベント Exhibition の頭文字のこと）の計画もあり、更なる人口増加と商業施設が誘致されるなど、今後の発展が注目されている地域でもある。

沖縄女子短期大学

- 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
1 基準Ⅲ教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] 「非常勤教職員の就業規則が未整備のため整備することがのぞまれる。」 2 基準Ⅳリーダーシップとガバナンス [テーマ A 理事長のリーダーシップ] 「寄附行為に規定されている常任理事会が形骸化し、代わりに学内理事等会議が開催されている。寄附行為に合わせた運営を速やかに行うか、寄附行為の変更を行うか検討されたい。」
(b) 対策
1 非常勤教員就業規則及び非常勤職員就業規則を制定した。 2 寄附行為の変更を行った。
(c) 成果
1 業種にあった就業規則を制定し運用することにより、業種にあった人事及び福利厚生が明確になった。 2 実態に合わせて寄附行為を変更することにより、学内理事等会議の役割を明確にすることができた。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和2（2020）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
2	卒業認定・学位授与の方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
3	教育課程編成・実施の方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
4	入学者受入れの方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
5	教育研究上の基本組織に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
6	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai

7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費を公正かつ適正に取扱うことを目的に、以下の規程等を平成 26 年度に整備し、これら規程等に基づき適正な執行管理ができるようになった。

- ① 科学研究費助成事業に係る事務取扱に関する規程
- ② 科学研究費補助金に係る間接経費の取扱要領
- ③ 沖縄女子短期大学における公的研究費の取扱に関する規程

また、上記の規程等を整備した際に、研究活動の不正防止に関する規程として、令和元年度に以下の規程も併せて整備し、不正防止の管理体制等を明確にした。

- ④ 研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

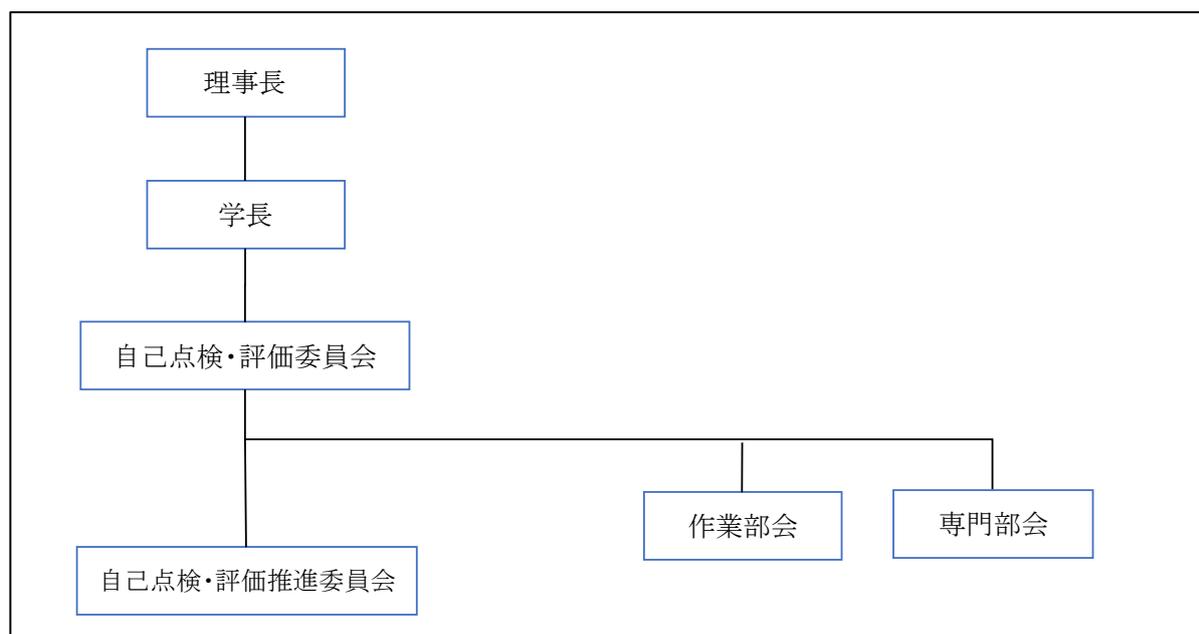
本学では自己点検・評価推進委員会、自己点検・評価委員会の2つの組織がある。自己点検・評価推進委員会の構成員はALO、ALO補佐、評価員、総合ビジネス学科長、児童教育学科長、総務企画課長、学生支援課長、庶務を担当する事務職員の9名であり、ALOが委員長を務めている。自己点検・評価推進委員会の構成員は次のとおりである。

	職名	氏名
委員長	ALO	柳生 崇志
委員	ALO補佐	武良 裕介
委員	評価員	金城 靖子
委員	評価員	廣瀬 真喜子
委員	総合ビジネス学科長	渡久地 啓
委員	児童教育学科長	石垣 愛一郎
委員	総務企画課長	高宮城 実則
委員	学生支援課長	前里 めぐみ
委員	総務企画課書記（庶務担当）	銘苺 祐一

自己点検・評価委員会の構成員は以下の表のとおりである。自己点検・評価委員会構成員は学長、ALO、部館局長（教務部長、学生支援部長、図書館長、教育実践研究支援センター長、事務局長、事務局次長）、学科長、評価員が加わり、委員長は学長が務めている。

	職名	氏名
委員長	学長	平田 美紀
委員	ALO	柳生 崇志
委員	ALO補佐	武良 裕介
委員	教務部長	福里 芝人
委員	学生支援部長	砂川 麻世
委員	図書館長	廣瀬 真喜子
委員	教育実践研究支援センター長	上原 勝晴
委員	事務局長	宮國 克也
委員	事務局次長	島袋 常義
委員	総合ビジネス学科長	渡久地 啓
委員	児童教育学科長	石垣 愛一郎
委員	評価員	金城 靖子
委員	評価員	廣瀬 真喜子
委員	総務企画課書記（庶務担当）	銘苺 祐一

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価推進委員会では主として自己点検・評価委員会で話し合うための議案の作成や点検・評価活動の進行について話し合っている。自己点検・評価推進委員会では、自己点検報告書作成マニュアルを確認するとともに、他大学の自己点検報告書を参考にしながら、自己点検・評価活動に必要な事項（例えば、キャップ制やカリキュラムマップの導入等）について、情報の提供及び共有を図っている。

各部署では、評価基準に従って点検・評価を行い、報告書に取りまとめている。自己点検・評価推進委員会において、各部署で作成された自己点検報告書の点検・編集作業を行っている。

自己点検・評価委員会では自己点検・評価活動に関する事柄を中心に審議を行っている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元（2019）年度を中心に）

平成30年6月	自己点検・評価委員会
平成30年12月	自己点検・評価推進委員会
令和元年5月	自己点検・評価推進委員会（第1回）
令和元年7月	自己点検・評価委員会（第1回）
令和元年8月	自己点検・評価推進委員会（第2回）
令和元年9月	自己点検・評価推進委員会（第3回）
令和元年10月	自己点検・評価委員会（第2回）
令和元年10月	自己点検・評価推進委員会（第4回）
令和2年6月	自己点検・評価委員会（第1回）
令和2年7月	自己点検・評価推進委員会（第1回）
令和2年7月	自己点検・評価推進委員会（第2回） 令和元年度版自己点検・評価報告書の作成スケジュール、執筆分担の原案が示される

沖縄女子短期大学

令和2年7月	自己点検・評価委員会（第2回） 令和元年度版自己点検・評価報告書の作成スケジュール、執筆分担案が示される
令和2年9月	自己点検・評価委員会（第3回）
令和3年9月	自己点検評価報告書原稿データ提出
令和3年10月	令和3年度第3回自己点検・評価推進委員会において自己点検評価報告書の加除修正箇所の確認を行う
令和3年10月	令和3年度第4回自己点検・評価委員会において自己点検評価報告書の承認を得る。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

本学は昭和 41(1966)年に嘉数昇・津子夫妻によって設立された。戦後、荒れ野となっていた国場の地に咲き誇る白百合の光景に感銘を受け、教育の復興の必要性を印象付けられた創始者夫妻は、特に今後の女子教育への思いを「しらゆりの如く 気品豊かで愛情こまやかな 温かみのある女子を教育する」という「建学の精神」へと発展させた。

社会のニーズに応じて平成 15(2003)年度より男子学生の入学を可能とし、これまでの女子教育に特化して作られた建学の精神が本学の実状と乖離していることから、建学の精神の見直しの必要性を確認した。平成 26(2014)年度、本学の歴史を鑑み、現行の建学の精神を尊重しつつ、本学の「教育の理念」「教育の目的・目標」との関連性を踏まえ、目指すべき方向性の観点から見直しを行い、建学の精神を改定した。その際、教育基本法、私立学校法に基づいた、地方の私立短期大学としての使命として自主性・独自性を担保させ、且つ公の高等教育機関としての使命を貫く観点も十分に考慮した。

平成 27(2015)年 4 月より施行された建学の精神は「しらゆりの如く 気品と強さがあり 知性豊かで愛情あふれる人を教育する」である。同年 10 月与那原町東浜へ移転し「建学の精神」がキャンパス全体から感じられる環境作り、大学案内、ウェブサイト等での発信に努めた。

平成 28(2016)年度からは、学生たちが入学当初より建学の精神に触れ、理解する機会を設けている。入学式式辞をはじめ、特に新入生オリエンテーションの中では「創設者と建学の精神について」と題して創設者の理念、本学の歴史等を含め、建学の精神に込められた背景を学長より講話している。また、卒業式式辞にも学生たちの 2 年間の成長をなぞり、建学の精神につながる姿を表明している。日常の授業等の中でも、配付資料、パワーポイント等に、自主的に「建学の精神」を記す教員もあり、総合ビジネス学科ではオリエンテーション時に配布する学修ポートフォリオに建学の精神を記載している。今後全教職員に共有していくことにより、いつでも身近に学生たちが「建学の精神」から未来像を具現化し、意識を深める環境づくりに積極的に努めていく。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

（短期大学全体および教育実践研究支援センター）

地域社会に向けた公開講座等については、公開講座委員会を中心として総合ビジネス学科、児童教育学科等から提案された講座を地域に開放して実施している。

また、教育実践研究支援センターを中心に、児童教育学科・総合ビジネス学科と連携しながら、小学校教員候補者選考試験対策講座及び市町村職員（幼稚園教諭、保育士、行政職）選考試験対策講座を実施している。これらの講座は本学の在学学生はもとより、卒業生を含む社会人を対象として受け入れており、社会貢献の一環として位置づけている。個々の受講生に対しては、日常的に編入学等の学習指導（相談）を実施している。

平成 21(2009)年から取り組んでいる教員免許状更新講習（いきいき白ゆり講座）は毎年 160 名以上の受講者を迎えている。本講座は教育実践研究支援センターが事務局として中心になり、全学的に教職員の協力を得て実施している。

大学所在地である与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学は、相互発展を目的とし、資源及び研究成果等の交流を促進し、まちづくり、産業、観光、教育、文化、福祉等の分野で連携・協力するため、二つの協定「与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学との連携・協力に関する協定」「津波時における避難施設の使用に関する協定」を締結している。「与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学との連携・協力に関する協定」については、14 項目の連携事項を設定し、総合的、具体的な事業を展開できるようになっている。

さらに、教育実践研究支援センターの中核事業の一つである「地域連携」として、5 市 2 町 1 村（那覇市教育委員会：平成 19(2007)年、南城市教育委員会：平成 20(2008)年、豊見城市教育委員会：平成 21(2009)年、糸満市教育委員会：平成 23(2011)年、八重瀬町教育委員会：平成 24(2012)年、浦添市教育委員会、与那原町教育委員会：平成 25(2013)年、中城村教育委員会：平成 26(2014)年）と協定を結んでいる。

（総合ビジネス学科）

高大連携の一環として、近隣の知念高等学校からの要望を受け、出前講座として、知念高等学校の生徒と教諭を対象として、プレゼンテーション講習を令和元年 8 月に実施した。

本学は与那原町と包括的な連携・協力に関する協定を締結している。総合ビジネス

学科の学生が与那原町東浜の「与那古浜公園」のイルミネーション事業にボランティアスタッフとして参加している。

平成 30 年度に引き続き、令和元年度にも与那原町の観光動態調査に総合ビジネス学科の教員と 15 名の学生がボランティアで参加し、アンケート調査のスタッフとして地域貢献活動を積極的に行っている。

(児童教育学科)

児童教育学科では、本学として協定を結ぶ市町村との連携を踏まえて、学生のボランティア派遣の推進を図っている。学生は、保育園、幼稚園、小学校、児童館等の教育現場を中心にボランティアを実践している。これらのボランティア活動は、学生にとって直接子ども達や教師等と関わり、教育現場を実践的に学ぶことができる貴重な機会となっている。今年度は、新たに協定を結んだ中城村立小学校の夏休み学習支援ボランティアや与那原町立幼稚園へのボランティア派遣など、約 20 名の学生がボランティア活動に参加した。

この他に、年間を通じて活動する「学校教育支援ボランティア」がある。初等教育コースの学生が週に一回継続して学校に赴き、学習支援や学校行事の手伝い、配慮が必要な児童への個別支援などを実践している。年度末には、関係教育委員会や学校長との連絡会を設け、成果と課題について意見交換しているが、本事業の評価は高く、今後も継続を望む声をいただいている。

本年度は多くの教員がアクティブラーニングやフィールドワークに積極的に取り組んだ。特にゼミナールでは教材を制作して電子黒板を使った模擬授業を実践した例やデジタル絵本やパワーポイント資料を作成して、こどもフェスタ、沖女祭で披露した。近隣の幼稚園及び小学校へ出向いて子どもたちへ読み聞かせを行った例、SDG's の観点から廃棄処分になったプラスチックのコップをもって保育園と交流した例、さらに就労支援施設、商業施設、空港へ出向いて職員から聞き取り調査と現場体験を通して福祉の観点から学んだ。また、本学科英語授業ではカナダからの大学生を招いて交流会をもった。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神の学内外への周知は徐々に広がりを見せているが、今後は、しらゆりに人材育成像を照らし、「気品」「強さ」「知性」「愛情」を持つ人を教育するという建学の精神に込められた具体的な「精神」について、学内外への発信を行っていき、沖縄女子短期大学をさらに深く社会へ、学生・受験生等へ印象付けていきたい。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

総合ビジネス学科では建学の精神を具現化する科目として 1 年次に茶道を必修化している。講義終了時には、教職員らを招き、お茶会を実施し、学びを披露する機会を設けている。さらにカリキュラム改革の一環として、平成 30(2018)年度入学者からは 2 年次に華道を必修化し、講義終了時には実際に学生がいけたお花の披露をキャンパス内にて行っている。このように、建学の精神を具現化するための環境を整えている。

茶道の体験については児童教育学科でも共通科目の選択科目として取り入れており、その他にも建学の精神に象徴としてうたわれている「しらゆり」の栽培経験も児童教育学科の専門科目である「保育内容環境」を活用して行われている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-
6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

(総合ビジネス学科)

総合ビジネス学科では建学の精神に基づき、学科の教育研究上の目的を確立している。学科の全学生に配布している学修ポートフォリオの表紙に学科の教育研究上の目的を記載し、学生の目につきやすいようにしている。学外への周知は大学案内パンフレット及び本学のウェブサイトにて表明している。

平成 31(2019)年 2 月には学科会議にて、教育研究上の目的を見直した。学科のカリキュラムと教育研究上の目的の整合性及び教育研究上の目的が学生の実情に沿った内容になっているかという視点で検討を行った。その結果、文言の一部変更等を行って、わかりやすい表記に改定している。

改定した教育研究上の目的は次の通りである。

- 建学の精神を柱に、社会生活を営む上で必要な基礎学力と社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
- ビジネスに関する専門知識・技術を兼ね備えた人として、地域社会に貢献しながら、おかれた環境の中で輝ける人材を育成する。

平成 31(2019)年 2 月に総合ビジネス学科で養成したい学生像を次のように定め、これに基づいて三つの方針を見直し、改定を行った。

- 主体的に行動する学生
- 情報活用能力が高い学生
- ビジネスマナーをしっかり身につけた学生
- コミュニケーションスキルが高い学生
- 意欲的に学ぶ学生

(児童教育学科)

建学の精神に基づき、学科の教育研究上の目的を次表のとおり確立している。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 郷土に誇りを持ち、心豊かな感性を身につける② 保育者・教育者としての専門知識・価値・技術を身につける③ 社会の変化に対応し、主体的に学び続ける力を身につける④ 社会人としてのコミュニケーション能力を身につけ、協働できる力を身につける |
|---|

教育研究上の目的については、学生が学期ごとに作成・記入する履修カルテに掲載しており、これを利用してオリエンテーション時に周知・表明している。学外への周知は大学案内パンフレット及び本学のウェブサイトにて表明している。

児童教育学科では、単に高度な専門的知識や技能を身につけた人材の育成を目指しているだけでなく、郷土を誇りにして地域社会へ貢献しうる人材育成を重視していることから、在学中から地域社会で「学習支援ボランティア(小学校)」や「保育支援ボランティア(幼稚園、社会福祉施設等)」の活動を取り入れており、地域の教育・福祉関係諸機関と連携した諸活動にも参画している。各実習についても原則として学生の地元で実施するなど、地域に根差した専門家の養成を行っている。特に、「学習支援ボランティア(小学校)」では、原則として教育実習校において1年・2年の6月～2月の期間に渡って週に1回午前中に実施し、学生が長期間実践現場に触れる経験を保障している。児童理解を深め、その後の就職にもつながっていることから学生本人のキャリア教育にも大きな効果を持っており、さらに地域・社会の要請に応じていることから、本コースの特色ある活動となっている。年度末には「学習支援ボランティア(小学校)」受け入れ校の校長や教頭及び各市町村教育委員会担当者等との「学習支援ボランティア報告会」や県内の保育所および関係団体との情報交換や実践報告等を行うことで、本学科の人材養成が地域・社会の要請に応じているかどうかについて定期的にチェックしている。

このような養成課程を経て、本学科の特色である「豊かな心」「幅広い視野」「より深い専門知識」が身につけ成長することを学習成果の観点として定めており、その実現と教育目的・目標の達成とは合致している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神に基づいて定められた各学科の教育研究上の目的および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づいて定めている。

(総合ビジネス学科)

学習成果は学科の教育研究上の目的（教育目的・目標）に基づき、卒業研究論文と資格取得、GPA としている。

卒業認定・学位授与の方針で定めた学習成果を達成するために、教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を編成し、教育研究上の目的を具現化するべく科目配置を行っている。本学科では秘書士、ビジネス実務士、観光実務士、医事管理士、医療管理秘書士の資格が取得できるよう、教育課程を編成している。

卒業研究ゼミナールⅠ、卒業研究ゼミナールⅡを2年間の学習成果の集大成と位置づけ、卒業研究論文の指導を行っている。2年次の10月にはポスターセッション方式による卒業研究論文中間発表を実施し、2年次だけでなく、1年次も参加して、学習意欲の喚起を図っている。2年次の2月には卒業研究論文口述試験を実施し、ビジネスマナーとして会場への入退場、立ち振る舞い等、ビジネスマナーの実践も含めたルーブリック評価基準を用いて評価を行っている。

学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みは以下の通りである。

評価項目	評価方法
授業科目ごとの測定・把握方法	各授業科目の成績
授業期間終了後の測定・把握方法	単位認定状況調査 GPA
卒業時の測定・把握方法	資格取得状況
授業以外の測定・把握方法	社会人基礎力診断

学習成果については、オリエンテーション等を利用して学生に説明している。学外については、大学案内パンフレットや本学ウェブサイトにて卒業研究論文と資格に関して、掲載している。

大学入試改革に向けて、学科FD及び学科会議にて、平成30(2018)年度に学科の三つの方針を改定し、卒業認定・学位授与の方針の中に具体的な学修成果を明記した。さらにはアセスメントポリシーを策定した。今後も三つの方針を定期的に点検していく。教育研究上の目的についても定期的に点検を行っていく。

(児童教育学科)

児童教育学科の学習成果は教育研究上の目的（教育目的・目標）に基づき、学業成績、GPA、教育実習評価・保育実習評価、免許・資格取得等としている。

学習成果の学内外への公表としては、大学案内や本学ウェブサイトにおいて、教員免許状や保育士資格等の取得状況、在学生や卒業生の紹介やメッセージを掲載することにより示している。また、小学校教育実習、幼稚園教育実習、保育所実習、施設実習、児童館実習、介護等体験のすべての実習の成果をまとめた『実習を終えて』を毎年度刊行している。掲載内容は、各実習での日誌、指導案、総括、研究レポート等であり、本学科の学習成果として後輩学年へ実習指導を行う際の参考にするとともに、実習先へも配布している。

学習成果を測定する仕組みについては随時、学科内において点検し、改善に取り組んでおり、従来から利用している履修カルテによる学習成果のまとめに加え、ポート

フォリオを導入するなどの改善を行っている。また、大学入試改革を機に、学科における三つの方針を再整備するとともに、教育研究上の目的も合わせて定期的に点検を行っている。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

総合ビジネス学科・児童教育学科の両学科では三つの方針を関連付けて一体的に定めている。基準 I-B-2 で述べたように、平成 30(2018)年度に学科 FD 及び学科会議を活用して、三つの方針の見直しを行い、改訂を行った。見直しの際には文部科学省の「三つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン、各専攻分野を通じて培う「学士力」－学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針－」、及び他の短期大学の三つの方針を参考にしている。

本学科では三つの方針を踏まえた教育活動を展開してきた。

三つの方針は在学生に対しては、オリエンテーション時に配布する学修ポートフォリオ等に記載し、身近なものになるような工夫をしている。学外への表明としては、大学案内パンフレットと本学ウェブサイトに掲載している。その他、受験生に対しては、オープンキャンパスの学科紹介の際に入学者受け入れの方針を中心に説明を行っている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

(総合ビジネス学科)

総合ビジネス学科としては、今後、新しい三つの方針を受験生にしっかりと説明するとともに、三つの方針を踏まえて学習活動を行うということを在学生に意識づけさせることが必要である。

卒業研究論文のクオリティの向上を目指して、どのようにしてルーブリック評価基準を学生に浸透させるかが課題である。また、本学科の教育研究上の目的が地域・社会の要請に込んでいるかの点検についても、これからの課題であり、企業等へのアンケート結果と卒業生へのアンケート結果を基に点検を行っていく必要がある。

児童教育学科としては、総合ビジネス学科で先行して導入されているルーブリック評価基準をすみやかに整備することが課題であり、それらの評価が教育・保育の現場とどのように関連づけられ共有されるかという点について、地域社会との協働で検討する必要がある。本学科の教育研究上の目的が地域・社会の要請に込んでいるかの点

検についても、今後も引き続き地域社会のニーズや学生の状況等を考慮しながら、定期的に点検を行っていく必要がある。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞

なし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

自己点検・評価活動等を実施するために、本学の規定に基づき、本報告書に既述のとおり（p.15「2. 自己点検・評価の組織と活動」）の組織を整備している。

日常的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会およびその長である学長の指揮のもと、教職員個人、各学科、各課・部署等においてPDCAに沿って行われている。

自己点検・評価報告書は原則として年度毎に作成し、公表している。

自己点検・評価報告書の作成には原則としてすべての教職員が関わるのが学内に周知されており、実際に、上述の通り教職員個人、各学科、各課・部署等において検討される自己点検・評価活動の内容に基づいて自己点検・評価報告書が作成されていることから、活動には全ての教職員が関与している。

自己点検・評価活動には、高等学校等の関係者との意見交換にもとづく提案や改善点が盛り込まれており、地域・社会との連携のあり方や入試情報の提供・解説等の改善に資するものとなっている。

自己点検・評価活動は、その活動自体が全教職員の改革・改善の意識・能力に影響を及ぼすものであると同時に、結果から導き出される改善計画に沿った業務の遂行と調整、さらにそれらの効果測定というように業務全般がPDCAサイクルに基づいていることから、有効に活用できているといえる。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

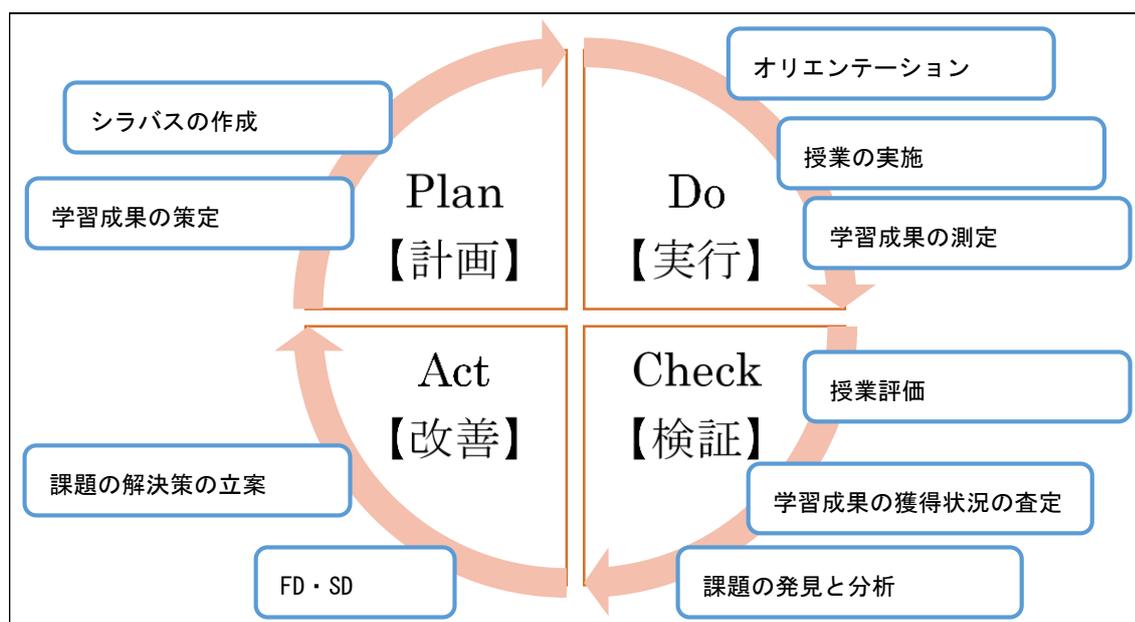
<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法については以下の通りである。

① 授業科目ごとの測定・把握方法

各教員は卒業認定・学位授与の方針に基づく授業科目と到達目標を反映させたシラバスを作成し、シラバスに従って授業を実施している。学習成果は試験、レポート、提出物、授業の参加度等で測定している。学期末の授業評価アンケートや FD 研修等を通じて、授業改善に取り組んでいる。

PDCA サイクルについては以下の通りである。



② 授業期間終了後の測定・把握方法

学生の単位修得状況については、学科会議にて、GPA 一覧表にて把握している。総合ビジネス学科では、学期ごとに GPA、受講態度等を考慮して、各学年 3 名を最優秀学生として、学科オリエンテーション時に表彰している。

学科オリエンテーションの際には、成績と単位取得の状況、GPA 等を学修ポートフォリオに記入させて、それを基にゼミナール担当教員が指導及び助言を行っている。総合ビジネス学科では、学修ポートフォリオには、「各学期の GPA が 1.5 未満の場合は、指導教員による個別面接・個別指導を行う。」「二期連続して GPA が 1.5 未満の場合は、

保護者同席の上、指導教員による個別面接・個別指導を行う。」と記載している。

2年次学生については、入試種別による GPA 平均値を算出し、学習成果の把握につなげている。

入試種別 GPA 平均値（令和元(2019)年度後期）

入試種別	ビジネス心理コース	観光ホスピタリティコース	総計	人数
AOⅠ期	2.95	2.87	2.93	45
AOⅡ期	2.45		2.45	2
一般B		3.68	3.68	1
学業	2.66	2.03	2.39	7
指定校	3.05	2.81	2.97	15
文化	3.58		3.58	1
総計	2.94	2.76	2.89	71

以下は総合ビジネス学科における取り組みである。

初年次教育科目として設置している、1年次の必修科目のフレッシュマンゼミナールⅠ（前期）では、主としてアカデミックスキルの獲得と向上に向けた授業を行っている。同じく必修科目のフレッシュマンゼミナールⅡ（後期）では、経済産業省が提唱している「社会人基礎力」の向上を目指した授業を展開している。1年次の後期の終わり頃には日経 HR 社の社会人基礎力診断を実施している。社会人基礎力診断の結果を基にして、学習成果の査定を行っている。

1年次については入試種別をキー項目として、GPA 平均値と社会人基礎力診断の総合スコアの平均値をクロス集計して、学習成果を把握した。本報告書には入試種別のクロス集計を載せたが、この他にも高校別の GPA 平均値と社会人基礎力総合スコアの平均値のクロス集計を行い、学科会議にて報告している。

令和元(2019)年度1年次の GPA 平均値及び社会人基礎力診断総合スコア平均値

入試種別	前期 GPA 平均値	後期 GPA 平均値	社会人基礎力 総合スコアの平均値	人数
AOⅠ期	3.04	2.95	68.8	38
AOⅡ期	3.05	2.71	76.7	3
一般A	2.84	2.71	58.0	3
一般B	3.00	3.23	85.0	1
学業	2.56	2.40	65.0	6
指定校	2.75	2.78	71.5	11
文化	3.21	3.33	69.0	2
総計	2.94	2.86	69.4	64

児童教育学科では、授業期間終了後の学生の単位修得状況については成績通知書で把握している。学生個々人でファイリングしている「履修カルテ」には各学期の受講科目ごとに自己評価や振り返りの記述を行うことで、実際の単位修得状況や成績評価と組み合わせた振り返りを行うとともに、学生に対して主にクラス担任が指導及び助言を行っている。それとともに、各学期の授業開講時期の終了後に行われる各種実習においては、実習先から返送される実習評価票に基づき、各実習の事前・事後指導の評価も踏まえながら、実習の事後指導としての振り返りの機会を設定しており、各実習指導の担当教員によって個々の学生に対する指導及び助言を行っている。

③卒業時の測定・把握方法

(総合ビジネス学科)

2年次学生には必修科目の卒業研究ゼミナールⅠ・Ⅱにおいて、卒業研究論文を課している。毎年、2月中旬に卒業研究論文口述試験を実施し、学習成果を把握している。平成30(2018)年度には卒業論文及び口述試験ルーブリック(評価指標)を導入し、ルーブリックに基づいて、卒業論文を評価した。なお、学生にもルーブリックを配布し、卒業論文の振り返りと自己評価ができるようにした。このように学習成果の査定の手法を学科会議等で点検し、改善に向けて努力している。

卒業時の資格取得状況により、学習成果を把握し、学科会議にて確認している。

【令和元年(2019)年度卒業生の資格取得状況】

資格	ビジネス心理コース	観光ホスピタリティコース
秘書士	27名中、合格者27名	7名中、合格者7名
ビジネス実務士	36名中、合格者36名	9名中、合格者7名 不合格者2名
観光ビジネス実務士	4名中、合格者4名	7名中、合格者7名
医事管理士受験資格	9名中、合格者9名	4名中、合格者4名
医療管理秘書士受験資格	9名中、合格者9名	4名中、合格者4名

卒業研究論文口述試験を終えた後の学科会議にてPDCAサイクルを使って振り返りを行った結果、参考文献の積極的な活用や引用の仕方、考察の書き方等、反省すべき点が明らかになった。これらの反省点を踏まえて、令和元(2019)年度の卒業研究ゼミナールではレポートのチェックリストを導入することを決定したほか、参考文献を積極的に活用させる等、論文指導を充実させることを確認した。

1年次のフレッシュマンゼミナールではレポートの指導を徹底することや専任教員の授業において書く力をつけさせるためになるべく、レポート課題を出させるようにする等を確認した。

「卒業論文口述試験の振り返り」(令和元(2019)年度 総合ビジネス学科)

Plan	<ul style="list-style-type: none"> ●卒業研究ゼミナールを開設した。 ●コピー&ペーストをしないよう、教員間で確認をした。 ●中間発表、口述試験を計画した。
Do	<ul style="list-style-type: none"> ●10月に中間発表を実施した。 ●コピー&ペーストをしないよう、注意喚起を行った。 ●卒業研究ゼミナールにて、卒業論文の指導を行い、卒業論文を完成させた。 ●2月に口述試験を実施した。
Check	<ul style="list-style-type: none"> ●体裁(参考文献リスト、引用の表記等)が整っていない卒論が見られた。 ●コピー&ペーストが見られる卒論があった。 ●考察が少ない卒論があった。 ●締切日に間に合わない学生が1名いた。 ●ヒアリングに出向いたり、アンケート調査を行う学生が見られた。 ●口述試験にふさわしくないメイクをしている学生が見られた。
Act	<ul style="list-style-type: none"> ●2020年度のフレッシュマンゼミナールにて、レポートの書き方をしっかり身につけさせる。特に、引用の仕方、参考文献リストの作り方、テーマと本文の整合性を取ることに、論文・レポートの組み立て方、考察の書き方等の指導を徹底する。 ●口述試験のマナー(服装含む)について、注意喚起を行う。 ●専任の授業において、なるべくレポート課題を出させるようにする。 ●ゼミで学んだことや授業で学んだことを反映させるテーマと内容にする。(追記)

平成30(2018)年度は卒業研究論文のアセスメントポリシーを検討した。また、ビジネススキルのさらなる向上を目指すとともに、学習成果の査定をより一層明確化するために、ビジネス能力検定(B検)ジョブパスを新規に導入し、受験を推奨した。GPAについては、学期ごとの最優秀学生を選出する際に、学科会議において、学生のGPAを確認している。

令和元年度の学科会議にて、成果及び今後に向けての課題を話し合った。

「成果及び今後に向けての課題」

成果	今後に向けての検討課題
<ul style="list-style-type: none"> ●2021年度入試の枠組み(評価対象及び配点)を作った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育の三要素を入試でどのように測るかが今後の検討課題である。 ●評価対象ごとのルーブリックの構築が必要である。 ●小論文の出題内容について検討が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ●ビジネス検定ジョブパスを1年次前期の 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元(2019)年度は12月に実施した

「ビジネス実務概論」のカリキュラムに導入した。	ため、受験者数が少なかった。そのため、2020年度は7月に実施し、学生の受験意欲を喚起したい。
<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社ジーセットメディカルとの包括的連携に関する協定を締結した。 ●2020年度から登録販売者の講座を開講する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●入試説明会等でアピールして、受験者の増加につなげる。 ●オープンキャンパスで医療事務のブースを設置するかどうか。
<ul style="list-style-type: none"> ●1年次学生を対象として、社会人基礎力診断を実施した。 ●総合平均、3つの要素（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力）において、全国平均を上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●スコアの低い学生へのフォローについて。
<ul style="list-style-type: none"> ●入学前資格の単位認定制度を導入した。 	

「課題及び今後に向けての検討課題」

課題	今後に向けての検討課題
<ul style="list-style-type: none"> ●受験生を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ●受験生確保のために、事前相談を実施する。 ●学科の強みを高校生にどのように伝えていくか。 ●在学生の満足度を上げるための仕組みをどのように作るか。
<ul style="list-style-type: none"> ●退学者を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ●欠席回数が気になる学生、受講態度が気になる学生等については、早い段階で学科で共有し、ゼミ担当教員を中心にフォローしていく体制を作る。 ●気になる学生については、早めに面談を実施する。 ●高校の調査書の欠席回数をチェックし、高校での欠席回数が多かった学生の情報を学科で共有し、フォローする仕組みを作る。 ●基礎学力のチェックと基礎学力の低い学生へのフォローについて。
	<ul style="list-style-type: none"> ●高大連携のさらなる推進。

本学科では学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを随時確認し、法令を遵守し、教育活動を展開している。文部科学省からの通知文書は関係する部署に情報が共有されている。

本学科では文部科学省の私立大学等改革総合支援事業調査票を確認し、本学科に不

足している項目の検討を行っている。本調査票は学科改革を進めるための重要な指針として活用している。

また、全国大学実務教育協会の規程の変更や、教職課程に関する法令の変更等があった場合は、学科会議にて情報を共有し、届け出書類の提出が生じた際には担当する教員と教務課職員が連携して速やかに書類を作成し、学科会議にて点検し、提出している。

(児童教育学科)

児童教育学科では、建学の精神及び教育目的・目標に基づいて「豊かな教養と保育・教育に関する専門知識、価値、技術を身につけ、愛情豊かに子ども達を育む将来の保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成すること」を目指している。

令和元(2019)年度卒業生の教員免許・資格取得者数は次表の通りである。

	免許・資格	人数
教員免許	小学校教諭二種免許状	42
	幼稚園教諭二種免許状	188
資格	保育士	147
	児童厚生二級指導員	53
	ピアヘルパー	94

令和元(2019)年度の児童教育学科卒業生は 197 名であった。幼稚園二種免許状については学科の卒業生の 95%にあたる 188 名が取得している。また、初等教育コースの卒業生は 42 名であり、うち 42 名が小学校教諭二種免許状を取得している(取得率 100%)。さらに、児童厚生員二級指導員資格を取得可能とする福祉教育コースでは、コース卒業生の 100%にあたる 53 名が資格取得に至っている。保育士資格は 147 名が取得しており、該当学生の 94%にあたる。ピアヘルパー資格については、初等教育コース及び心理教育コースの卒業生 144 名のうち 94 名が取得しており、取得率は 65%となっている。幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生二級指導員資格、ピアヘルパー受験資格等の免許及び資格取得は学習成果の一つである。ただし、各コースによって取得できる免許や資格は異なる。すべての免許・資格取得は卒業要件とせず、学生の主体性に基づいて希望した免許・資格を取得することとしている。

両学科とも、学校教育法、短期大学設置基準、免許・資格関連の法令・規程の変更などを確認し、法令遵守に努め、教育活動を展開している。文部科学省等からの法令に関する通知文書は、関係部署から、担当教員にその写しが配布され、内容によっては、教務委員会、学科会議での情報共有が図られている。

また、全国大学実務教育協会の規程の変更や、教職課程に関する法令の変更等があった場合は、学科会議にて情報を共有し、届け出書類の提出が生じた際には担当する教員と教務課職員が連携して速やかに書類を作成し、学科会議にて点検し、提出して

いる。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

学習成果を焦点とする査定の内容や方法は多岐にわたり、それらについて学生・教職員・地域の三者が等しく理解することは容易ではない。建学の精神や教育の目的・目標に沿った教育がどのような内容と方法で行われ、その結果としてどのような学習成果が得られるのかということについて、さらに議論を深め、妥当性と信頼性が一層高まるように定期的に点検しなくてはならない。また、学習成果の明確化と学内・学外への周知を行っていくことが課題である。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

なし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

（前回の認証評価の際に記述した計画）

新たな建学の精神と平成 28 年度より学則に規定した教育研究上の目的については、定期的に点検し、学生及び非常勤教員も含めて学内の共通理解を図る。新たな建学の精神は、本学ウェブサイト及び大学案内、学生便覧等を活用し、学内外に公表する。

全学的な教育目的・目標については、建学の精神及び各学科の教育目的・目標を踏まえ、大学の充実・発展検討委員会の作業部会を中心に検討し、平成 28 年度に学内外に公表する。

学習成果が、新たな建学の精神と教育研究上の目的等に対応しているかを検証し、学内外に向けて公表する。

総合ビジネス学科の自己点検・評価表や児童教育学科の履修カルテにおける評価項目をそれぞれの学科の教育目的・目標とより関連の高いものになるよう、再検討したり、学生による自己評価をさらに効率的な個別指導につなげるための仕組みについても検討する。

（計画の実行状況）

建学の精神や教育研究上の目的については定期的な検討を行なっているが、前回認証時から現在に至るまでに変更となった箇所はない。建学の精神等を学内外に広く公表することは、学長はじめ教職員がさまざまな機会を利用して周知に努めており、従前と比較して共通理解の程度が増加していることが期待される。

全学的な教育目的・目標の公表は予定通り実施されている。

学習成果については、新たな建学の精神や教育研究上の目的、さらに学科ごとの

三つの方針に沿った形で整備され、学内外に公表されている。

総合ビジネス学科の自己点検・評価表や児童教育学科の履修カルテ等の内容や利用方法については定期的に点検が行われ、それぞれ学習成果の把握や効率的な指導にとってより有効な仕組みに改善がなされている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

大学入試改革に向けて、建学の精神や教育研究上の目的、三つのポリシー等の詳細を定期的に点検するとともに、入学から卒業までの一貫した教育活動においてそれらがどのように具現化されているのかを継続的に点検する。

さらに、入試におけるルーブリック基準評価を整備し、地域における本学の役割を明確にし、これらを内外に周知することが重要である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

(総合ビジネス学科)

総合ビジネス学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応したものである。本学科では学習成果を GPA、卒業研究論文、資格取得率、秘書検定またはビジネス能力検定（B 検）ジョブパスの合格率、社会人基礎力診断、パソコン検定試験の合格状況等としている。特に卒業論文については、卒業論文及び口述試験ルーブリック（評価指標）を策定し、評価基準を明確化している。

入学時に全員に配布している学生便覧と履修要覧には建学の精神と学則、諸規程、卒業要件が明記されている。教育目的、教育目標、三つの方針は学生便覧にのみ明記されている。

本学科では 64 単位以上を取得することを卒業要件とし、所定の科目を履修して必要な単位を取得することにより、全国大学実務教育協会の秘書士、ビジネス実務士、観光実務士の資格を取得することができる。医事管理士、医療管理秘書士といった医療事務系の資格については所定の科目を履修し、必要な単位を取得することにより、認定試験の受験資格を得られ、認定試験に合格することで、これらの医療事務系の資格を取得することができる。

本学科で学期ごとに全学生に配布している学修ポートフォリオにも建学の精神、学科の教育研究上の目的（教育目標）、学科の三つの方針を記載することにより、学生が三つの方針を目にする機会を意識的に設けている。

現行の卒業認定・学位授与の方針は以下の通りであり、社会的に通用性があると考えている。

【現行】卒業認定・学位授与の方針

総合ビジネス学科では、指定された単位を修得し、同時に下記の能力を身につ

けた者に対して「短期大学士」の学位を授与する。

- (1)常に問題意識をもち、積極的な課題の発見やそれに対する解決方法を立案・実行できる能力（課題発見力・計画力・創造力・実行力）
- (2)自分の考えをきちんと順序立てて説明し、相手を説得する能力（コミュニケーション能力）
- (3)結果を冷静に振り返り、統括し、周囲と共有することのできる能力（状況把握力・踏み出し力）

卒業認定・学位授与の方針は学科会議や学科FDを利用して、定期的に点検を行っている。平成30(2018)年度には新しい入試に対応した卒業認定・学位授与の方針を策定した。新しい方針では、卒業の要件と学習成果をより具体的に定めている。

(児童教育学科)

児童教育学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応したものである。本学科の学習成果は学業成績、GPA、教育実習評価・保育実習評価、免許・資格取得等としている。

入学時に全員に配布している学生便覧と履修要覧には建学の精神と学則、諸規程、卒業要件が明記されており、教育目的、教育目標、三つの方針は学生便覧のみに明記されている。本学科では62単位以上を取得することを卒業要件とし、所定の科目を履修して必要な単位を取得することにより、短期大学士(児童教育)の学位が得られるとともに、コースによって異なるが小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、ピアヘルパー受験資格、児童厚生二級指導員資格等を取得することができる。

本学科の卒業認定・学位授与の方針は次表の通りであり、いわゆる「学力の三要素」を基礎とした方針となっており、十分に社会的・国際的に通用するものである。

【現行】卒業認定・学位授与の方針

- ① 郷土に誇りを持ち、心豊かな感性を身につける
- ② 保育者・教育者としての専門知識・価値・技術を身につける
- ③ 社会の変化に対応し、主体的に学び続ける力を身につける
- ④ 社会人としてのコミュニケーション能力を身につけ、協働できる力を身につける

卒業認定・学位授与の方針は学科会議や学科FDを利用して、定期的に点検を行っており、平成30(2018)年度から新しい入試に対応した卒業認定・学位授与の方針を策定している。新しい方針では、卒業の要件と学習成果をより具体的に定めている。また、本学科では、平成26年度より卒業認定・学位授与の方針と教育研究上の目的を同一のものとして運用してきたが、今回の点検において教育研究上の目的を別途策定し、卒業認定・学位授与の方針と教育研究上の目的がよりわかりやすくなった。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

（総合ビジネス学科）

総合ビジネス学科の教育課程編成・実施の方針は次の通りである。

教育課程編成・実施の方針

総合ビジネス学科では、「ビジネス心理コース」と「観光ホスピタリティコース」を設置し、大学全体としての「共通科目（基礎教養）」、総合ビジネス学科独自の「必修科目」、「選択必修科目」、「自由選択科目」、「選択科目」を提供して、社会人基礎力と幅広い専門性を学べるような教育課程を編成している。

また、学生の身につけるべき能力の点から、次のような科目群に分類できる。

- (1) 基礎教養や基礎学力を養うための科目群
- (2) 幅広い専門知識を養うための科目群
- (3) コミュニケーション能力を養うための科目群
- (4) 専門的な技能を養う科目群

教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応したものであり、学習成果に対応した授業科目の編成となっている。1年次のフレッシュマンゼミナールを履修することで、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」の能力として定義されている、課題発見力、計画力、創造力、実行力やコミュニケーション能力、状況把握力、踏み出し力の素養が身につくような教育プログラムを組んでいる。

共通科目では基礎教養や基礎学力を養い、専門教育科目では、経営学、経済学、法

律、簿記、心理学、観光学等の講義科目を幅広く学べるほか、ビジネスマナーやコンピュータスキルを向上させることにより、いわゆるつぶしの利く人材の育成を目指して教育活動を展開している。

本学科ではキャップ制を敷いており、年間で履修できる単位数を40単位までと定めている。ただし、資格取得等のために、40単位を超える学生については、指定の様式「40単位超過申請書」を提出させている。GPAや受講態度、40単位を超過する理由を確認し、申請の可否を学科会議で審議している。

成績評価の基準は履修要覧にて定めている。成績は100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格としている。各科目の評価基準はシラバスに記載しており、成績は100点～90点を「秀」、89点～80点を「優」、79点～70点を「良」、69点～60点を「可」としている。本試験または追試験で不可となった学生を対象に再試験の機会を与えている。成績評価は短期大学設置基準等に則って厳格に判定している。

シラバスには授業の到達目標、授業概要、卒業認定・学位授与の方針との対応、授業内容、時間外学習、テキスト、参考資料、授業の評価方法・評価基準等を明示している。初回の授業において、シラバスを使ったオリエンテーションを行っている。

なお、本学科では通信による教育は実施していない。

本学科の教員は経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格に則り、適切に配置している。授業を担当する教員配置については、専任教員だけでなく、非常勤講師や必要に応じて実習補助者を配置し、各教員の専門性が担当科目に反映されるようにしている。

本学科の教育課程の見直しは教育の質保証や学生の実態を考慮しながら、学科会議等を通じて、定期的に行っている。平成30(2018)年度入学者から新カリキュラムのもとで教育活動を展開している。

科目区分	
共通科目	人文・社会科目 健康科目 情報科目 外国語科目
専門教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ・必修科目 ・選択必修科目 ・自由選択科目（ビジネス基本フィールド：秘書系、生活・ビジネス系、情報系） ・専門選択科目（ビジネス心理フィールド、沖縄観光フィールド、キャリアアップフィールド） ・医療事務資格取得チャレンジ科目

(児童教育学科)

本学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応したものであり、学習成果に対応した授業科目編成となっている。

本学科の教育課程編成の特色は、学習成果の重点項目である免許資格取得に関連し

て、実習を核とした教育内容が充実している。例えば、実習の前と後で学習内容を明確に区別することで実習体験を軸にしたカリキュラムを編成し、また、異なる授業科目間の授業内容の連続性や順次性を考慮して開講時期を設定したりするなどの工夫をしている。

キャップ制を導入しており、学期ごとに取得できる単位数の上限を設定している。

本学科では、より質の高い教員や保育士等を養成するために各科目の成績評価は短期大学設置基準等に則り厳格に行われている。各科目の成績評価に基づいて、単位の取得状況や成績が一定の基準に達しない学生については実習時期の見直しが図られている。学科内で開講されるすべての科目は適切な項目（到達目標、授業計画、授業概要、事前・事後の学習、授業回数、成績評価の基準・方法、テキスト、参考書、オフィスアワー）に従ってシラバスが作成され、第三者によるチェックを経たシラバスに即した授業が行われている。

なお、本学科では通信による教育は実施していない。

本学科の教員は経歴・業績を基に、短期大学設置基準及び教職課程の教員の資格に則り、授業科目の専門性に相応しい教員を資格・業績をもとにして配置している。教育課程は学科、教務部（教務委員会）が中心となって随時継続して点検している。また、学外実習の担当教員については可能な限り複数の教員で担当できるように指導体制を整えている。

本学科の教育課程の見直しは教育の質保証や学生の実態を考慮しながら、学科会議等を通じて定期的に行っている。とくに平成 30(2018)年度から令和元(2019)年度に向けて他の二つの方針とともに内容を改定している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

両学科に共通する授業科目として共通科目を開設しており、これらの授業科目において教養教育を位置づけている。共通科目は人文・社会科目、健康科目、情報科目、外国語科目に分類されており、専任教員のほか、非常勤講師が科目を担当している。郷土について学べる科目として「沖縄と文化」、「沖縄の歴史と文化」、「沖縄の方言」、「生活と芸術」等を設置している。「生活と芸術」では沖縄の伝統芸能を取りいれている。

郷土について学べるこれらの科目は専門教育科目である観光関連の科目と関連しており、例えば沖縄の歴史や文化、沖縄の方言を学ぶことで、総合ビジネス学科では沖縄観光を学ぶ上での素地が身につくように科目間の関連を持たせている。児童教育学科では保育・教育現場における児童とのかかわりなどを意図した科目配置となっている。

なお、令和元(2019)年度より、本学と姉妹校提携している岐阜女子大学との新規取り組みとして日本語教員免許取得のためのカリキュラムが開講されることとなった。日本語教員資格は、岐阜女子大学(沖縄サテライト校)へ編入または進学し、所定の教育科目を履修の上、取得可能な資格となる。編入を見据えた学生の履修環境を考慮して、本学1年次から、初等教育コース学生のみ対象にした「日本語学研究Ⅰ」を1年前期に開講されることとなった。また、2020年度からは「日本語学研究Ⅱ」、「書写書道の基礎」、「人と文学」、「デジタルアーカイブ」が履修科目として月曜午後の時間割を利用して開講された。

教養教育の効果の測定・評価については成績にて行っているが、改善への取り組みについては組織的には十分に行われているとは言えず、今後の充実に向けての課題となっている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

(総合ビジネス学科)

本学科では1年次のフレッシュマンゼミナールⅠ・Ⅱ、2年次の卒業研究ゼミナールⅠ・Ⅱにおいて就職活動の支援を行っている。学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育として「女性とキャリアデザイン」、「特殊演習」、「特殊講義」といった科目を設置しており、職業教育の実施体制は明確である。

職業教育の効果としては就職状況を学科会議にて把握し、確認している。また、ゼミナール担当教員が適宜、面談等を実施し、就職意欲の喚起に努めている。

(児童教育学科)

学内においては、「教養演習」の講義や学生支援部が主催するさまざまな就職支援活動を学生が積極的に活用できる体制を整えており、また、沖縄県私立保育連盟や日本保育協会沖縄県支部との懇談会を開催することで、本学の卒業生の進路状況や今後求められる保育者像、養成校と現場の役割などについて意見交換を行い、教育に活かすようにしている。

職業教育の効果測定・評価する一つの方策として、保育所・保育園や幼稚園、児童館、社会福祉施設等に就職した卒業生の様子等を聞き取り、学科会議や実習担当者会議で共有している。教育実践研究支援センターと連携して小学校教員採用試験や幼稚園教諭・保育教諭・保育士採用試験の対策講座の実施やその成果の振り返りを行なっ

たりすることで、職業教育の効果を測定・評価し、在学生の教育・指導の改善に活用している。

また本年度は初めてとなる「児童館実習担当者連絡協議会」を開催し、約 20 館の職員に集まっていた。養成校と実習先の共通理解を図る有益な機会となった。その後実習を終えた福祉教育コースの学生全員が児童厚生員二級指導員資格取得へつながった。また、数回目になる保育所実習Ⅰを控えた「保育実習連絡協議会」を本年度も開催し、約 50 園に参加していただいた。本学の実習全般に関する内容の共通理解をしつつ、参加者間の情報交換が積極的に行われた。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

（総合ビジネス学科）

総合ビジネス学科の入学者受け入れの方針には協調性、コミュニケーション能力、社会貢献等のキーワードが入っており、卒業研究論文、資格取得、GPA 等の学習成果に対応したものとなっている。

学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示すとともに、オープンキャンパス等の機会を利用して、学科の入学者受け入れの方針を入学希望者に説明している。

現行の入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示してはいないものの、労働意欲、今の自分に足りないこと、大学でどのように学びたいのか、どんな人間として成長し、社会貢献したいのかを明確に主張できる人を求めているものとなっている。

AO入試ではプレゼンテーションを課しており、学科が求めている能力または適性としてのコミュニケーション能力や学習意欲を測っている。推薦入試の中の学業推薦

と文化活動及び体育活動推薦においては、小論文と面接を課している。小論文では、これまでの学びとして文章を書く力、語彙力等を評価し、面接試験では志望動機や学ぶ意欲を自らの言葉で述べてもらい、評価表に基づいて評価を行い、合否判定をしている。

A O入試、推薦入試、一般入試ではそれぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正な入試を実施している。

(児童教育学科)

児童教育学科の入学者受け入れの方針には、保育者・教育者となるために必要な基礎学力や豊かな人間性、自身で考え表現すること、意欲的に学び続けようとする態度、地域社会に貢献する使命感、等が含まれており、これらはみな学業成績や資格取得等の学習成果に対応したものである。

学生募集要項や本学ウェブページにおいて入学者受け入れの方針を明確に示すとともに、オープンキャンパスや入試説明会等の機会を利用して、学科の入学者受け入れの方針を入学希望者に説明している。

現行の入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示してはいないものの、本学科での学習と卒業後の職業の基礎となる知識や意欲、態度等が高校卒業までに備わっていることを求めているものである。

本学科の入学者選抜方法は入学者受け入れの方針に基づいて、A O入試、推薦入試、一般入試、社会人A O入試、社会人特別入試の5種の選抜試験を実施している。A O入学試験では第一次審査で書類選考を行い、第二次審査で面接及び口述試験を実施している。初等教育コース志願者は課題文に関する内容、心理・福祉教育コース志願者は絵本の読み聞かせを含む課題内容を取り入れている。

(教務課)

入学金及び授業料等の必要な学費について、大学案内、学生募集要項及び本学ウェブページで明示している。また、受験に関する問い合わせ等について教務課入試係が中心となり適切に対応している。アドミッション・オフィスについての必要性は認識しているが、短期大学という規模ゆえの限られた人的資源では、専門の部署に専門の職員を配置することが難しいため、今後の課題となっている。入学者受け入れの方針は定期的に点検しているが、高等学校関係者の意見までは聴取できていない。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6の現状＞

(総合ビジネス学科)

総合ビジネス学科の学習成果は GPA、卒業研究論文、資格取得率、秘書検定またはビジネス能力検定 (B 検) ジョブパスの合格率、社会人基礎力診断、パソコン検定試験の合格状況等によって把握しており、具体性があるものとなっている。資格の取得状況と社会人基礎力診断の結果は学科会議及び卒業合否判定会議において確認している。

卒業研究論文においては、短期大学における卒業研究論文の作成および成果発表に関して学内・学外からの評価も高い。中間発表のポスターの作成、口述試験でのプレゼンテーションと挨拶、言葉使い、立ち振る舞い等、ビジネスマナーの評価も行っている。このように本学科では卒業研究論文を短期大学での学びの集大成として位置付けている。

GPA に関しても、資格検定と同様に学科会議にて情報を共有し、学習成果の確認を行っている。

本学科の学習成果は、カリキュラムツリー及び履修モデルに示しているように、基礎的な科目を初年次に配置しながら、専門的な科目を卒業までの 4 学期にバランスよく配置している。また、卒業までの 4 学期の学びの中で資格取得や検定の合格に向けた科目を配置しているため、2 年間の学びの中で、学習成果の獲得が可能である

本学科の学習成果は、資格の取得状況、社会人基礎力診断結果、GPA に関しては数値化されており、測定可能である。数値化された測定結果を三つの方針の見直し等にも活用している。さらに、卒業研究論文の評価にはルーブリック評価基準を策定し、その評価基準は学生に公開されており、論文作成への意識付けの役割を担っている。

(児童教育学科)

児童教育学科の学習成果は、学業成績、GPA、教育実習評価・保育実習評価、免許・資格取得等であり、具体性がある。全ての学習成果は学生自身が明確に把握できると同時に、学科会議や卒業合否判定会議において教員も状況を確認している。

十分な学習成果が得られるように、各授業科目は 1 年次前期から 2 年次後期まで学習効果を考慮して順序よく配置されており、履修モデル等で示されるとおり、基礎教養科目から専門科目まで無理なく履修できるよう配慮されている。実習指導の科目や学外実習の時期においても、他の科目との内容的関連性や順序性が考慮されている。

いずれの学習成果も、学生個人として具体的な数値あるいは結果として把握できるものであるとともに、学科全体としての成果や達成状況を分析測定し評価することも可能なものである。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生

の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

(1)(3)GPA 分布率（平成 30（2018）年度より）、単位取得率、学位取得率、国家試験・各種資格等の合格率については教務課にて収集し把握しているが、学生の学習成果を量的データに基づき評価する方法については整備の途中であり公表できていない。次年度への課題となっている。

総合ビジネス学科では学科独自で入試種別の GPA の平均値を算出して学科会議で活用しているが、大学の組織として GPA 分布の作成までには至っていない。学修ポートフォリオは全学生に配布し、活用している。資格取得状況は学科会議にて情報を共有している。

(2)学生調査に関しては、学生支援委員会を中心に大学のディプロマポリシーと関連づけた満足度調査の項目を精査し、卒業年次を対象に満足度調査を3月初旬に実施した。しかし、課題として学年での比較が出来ていなかったため、令和2（2020）年度の入学生から、1年後期終了後と卒業前の2年次後期に実施することとし、次年度以降は入学時と卒業時で満足度調査結果の比較し、学習成果に繋げる予定である。

また、雇用者への調査に関しては、就職委員会を中心に調査項目を検討し、学生支援課を通してアンケート調査を実施している。

インターンシップに関しては、令和元（2019）年度は企業5社に9名の学生が参加したほか、県内大学が連携校として加盟している「沖縄地域インターンシップ推進協議会」でのうりずんプロジェクト～「沖縄型」インターンシップ～にも参加している。その他、沖縄県海外インターンシップ事業にも令和元（2019）年度は本学から1名が参加した。

在学率、卒業率、就職率及び大学編入学率等については、以下の通りである。

在学者数（令和元（2019）年5月1日現在）

学科名	1年生	2年生	合計
総合ビジネス学科	67	73	140
児童教育学科	185	208	393
合計	252	281	533

沖縄女子短期大学

卒業生数（令和2（2020）年3月卒業）

総合ビジネス学科	70
児童教育学科	197
合計	267

就職率及び進学率（令和2（2020）年5月1日現在）

	区分	令和元（2019）年度卒業生
総合ビジネス学科	卒業生	70
	就職希望者	59
	就職者	57
	（内 県外就職者）	9
	就職率	96.6%
	実質就職率	89.0%
	進学	6
	進路決定者	63
	進路決定率	90.0%
	児童教育学科	卒業生
就職希望者		151
就職者		150
（内 県外就職者）		16
就職率		99.3%
実質就職率		90.3%
進学		31
進路決定者		181
進路決定率		91.8%
本学全体		卒業生
	就職希望者	210
	就職者	207
	（内 県外就職者）	25
	就職率	98.5%
	実質就職率	90.0%

沖縄女子短期大学

	進学	37
	進路決定者	244
	進路決定率	91.3%

就職率推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総合ビジネス学科	96.9%	95.4%	96.2%	95.8%	92.0%
児童教育学科	98.7%	97.6%	99.3%	100.0%	95.8%
全 体	98.4%	97.0%	98.5%	98.8%	93.6%

※雇用形態がアルバイトの場合、就職者数に含んでいない。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

本学では、本学卒業生の評価に関するアンケート調査を就職先の人事担当者に対して実施している。アンケートの主な内容は、本学の卒業生の評価や就職後に必要とする知識・能力・技能、本学の教育に対する評価を受け、キャリア支援の取り組みを行なっている。令和元（2019）年度は、9月に実施したアンケート結果を就職委員会で議論し、各学科へ情報共有している。

総合ビジネス学科では、学内で行われる合同企業説明会等で先輩社員として参加する機会が設けられ、その際に企業の人事担当者との意見交換を行い卒業生の仕事内容やビジネススキル等に関する事項、企業が求める人材に関する意見の聴取を行っている。また、医療事務実習の際に教員が、病院等の実習担当者との意見交換を行い、在学生への指導への活用している。

また、総合ビジネス学科では、企業等及び病院実習先との意見交換を踏まえ、定期的に学科会議において必要なビジネススキルの中身の精査及び実施可能な検定の検討を随時行っている。ビジネス能力検定B検ジョブパスの実施を加えることとした。

児童教育学科では、平成3（1991）年から沖縄県私立保育連盟、平成23（2011）年からは日本保育協会沖縄県支部との意見交換会、懇談会をそれぞれ開催し、本学卒業生の進路状況や今後求められる保育士像、養成校と現場の役割などについて意見交換を行い、キャリア教育・支援に繋げている。しかし、令和元（2019）年度は、新型コロナウイルス感染症の発生により、毎年、定期的に継続してきた同会議を直前で中止を余儀なくされた。また、各実習の訪問指導の際には、保育所（園）や幼稚園、児童館、社会福祉施設等に就職した卒業生の様子等を聞き取り、学科会議や実習担当者会議で共有した

うえで学修成果の点検に活かしている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

三つの方針を学則として定める必要がある。

卒業生の進路先から評価を聴取して、就職委員会を通して情報を共有しているが、学科ではこれらの評価を詳細に分析して、学習成果の点検に十分に活用するまでに至っていない。今後は、教務委員会や学科FD等を通して、調査結果をカリキュラム編成に関連づけることが課題である。

また、アンケート調査に加えて、個別に卒業生の就職先への表敬訪問を実施して、実際の勤務状況を把握することも検討したい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

卒業生の評価については、就職先からの聴取だけではなく、卒業後3ヶ月後に新規卒業生を対象とした情報交換会を学内で実施している。学生支援部主催で開催し、関係する教職員が参加して、就職後の状況や職場で役に立っている学習成果(授業)は何か、もっと取り組んでおけばよかったと思うこと、授業に取り入れて欲しい内容などを自由に話してもらうことで、問題点や課題を把握し、今後の教育活動や学生支援に活かせるようにしている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況の評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握

している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

(総合ビジネス学科)

総合ビジネス学科の教員(以後教員)は、7名の専任教員という、少人数の利点を生かし、学科会議を通して、学生支援に向けて取り組んでいる。シラバスに関しては非常勤講師を含む教員が参加するFD研修会において、成績評価に関する観点について、共通理解を含めている。教務委員会等で検討される成績評価に関する決定事項等は、各教員に報告され、シラバスに示した成績評価基準により、学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、毎学期の成績評価の終了後、学科会議において、本学科の学習成果であるGPA、単位取得状況等を公開し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

教員は、学生による授業評価を学期ごとに受けている。授業評価の結果の個票には、教員個人の授業評価アンケートの集計結果と全教員の平均値、学生からの自由記述が掲載されている。この結果を受けて、各教員は自らの授業改善に役立てている。

教員は、同一科目を共有する担当者間でシラバスの共通化を図り、さらに、学科会議等で講義の進行状況を公表し、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員は、成績評価及び検定取得状況などを学科会議において公表し、その結果を教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、課題を有する学生及び支援を要する学生に対し、ゼミナール担当教員が面接を行っている。その際、面談報告書を活用し、学生指導に役立てている。面談の内容については、学科会議において、情報を共有し、履修及び卒業に至る指導を行っている。

(児童教育学科)

児童教育学科の教員（以後教員）は、学科全体及び各コースを中心とした関連する授業科目の担当教員における連携を踏まえ、学科会議を通して学生支援に向けて取り組んでいる。シラバスに関しては非常勤講師を含む教員が参加する FD 研修会において、成績評価に関する観点について共通理解を深めている。教務委員会等で検討される成績評価に関する決定事項等は各教員に報告され、シラバスに示した成績評価基準によって学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、毎学期の成績評価の終了後、学科会議において、本学科の学習成果である GPA、単位取得状況等を公開し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

教員は、学生による授業評価を学期ごとに受けている。授業評価の結果の個票には、教員個人の授業評価アンケートの集計結果と全教員の平均値、学生からの自由記述が掲載されている。この結果を受けて、各教員は自らの授業改善に役立てている。

教員は、教員間で同一科目のシラバスの共通化や隣接する科目の授業内容の確認などを図ることで連携する試みを行っている。ただし、同様の状況におけるすべての科目において教員間で同様の対応ができているとは言えず、学科全体の取り組みとしてはまだ十分ではない。

教員は、成績評価及び免許・資格取得状況などを学科会議において公表し、その結果をもとに教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、課題を有する学生及び支援を要する学生に対しては、各実習指導教員やゼミナール担当教員との連携を踏まえて、クラス担任を中心に履修や卒業に向けた学生指導を行っており、必要に応じて保護者も交えて面談を行っている。面談の内容については学科会議において情報を共有し、履修及び卒業に至る指導を行っている。

事務職員は、それぞれ所属する部署の職責を果たすことによって学生の学習成果獲得に貢献している。教務課職員は学生が卒業に至るまでの履修状況及び成績記録等について規程に基づき適切に管理し、出席不振や成績不振と思われる学生には担当する教員もしくは学生に直接連絡をとり、状況把握や改善について指導するなど支援している。

図書館職員は、専任職員 1 名、非常勤職員 2 名の体制となっており、全職員が司書資格を有しているため、それぞれが専門職として学生の学修向上に向けたサポートを行っている。資料の貸出のほか、レファレンスサービス、複写サービス、予約・リクエストサービス、パソコン・タブレット端末 (iPad) の利用サービス、新聞記事データベース利用サービス、視聴覚資料閲覧、図書館相互利用サービスなどを提供している。また、地域貢献の一環として学外利用者にも施設を開放しており、本学卒業生のみならず、一般者も利用可能である。

図書館運営の計画・立案・実施は、図書館委員会によって定期的に検討されている。本委員会は、図書館長、総合ビジネス学科及び児童教育学科から選出された各 1 名の教員と図書館司書の計 4 名から構成されている。図書館委員会は、毎月第 2 木曜日を定例として開催している。

本学図書館は、全国、九州地区私立短期大学図書館協議会、沖縄県大学図書館協議会、沖縄県図書館協会に加盟しており、総会・研修会に参加し、図書館サービスの充実

に向けた情報交換等を行っている。更に、他大学図書館と連携して、図書の相互貸借、文献複写サービス等を行っている。

資料検索については、本学図書館ホームページから本学及び他図書館の蔵書検索が可能である。更に、学術情報については、本学図書館ホームページから検索可能である。また、学内パソコンからは、本学図書館のサイトを経由して、県内地方紙の琉球新報及び沖縄タイムス、2社のデータベースのオンライン利用ができる。また、館内パソコンからは、日本教育新聞社の新聞記事検索データベースの利用ができる。

総合ビジネス学科では、入学直後の1年生を対象にゼミナール単位で図書館ガイダンスを実施し、2年生に関しては、ゼミ単位の申込制で実施している。また、卒業研究論文の研究活動や各講義のレポート課題等の作成において、館内に所蔵している図書やインターネットを利用した論文検索やデータベース検索など、図書館を積極的に活用している。

児童教育学科では、入学直後の1年生を対象にクラス毎に図書館ガイダンスを実施し、図書館の利活用の方法、蔵書の種類の説明、インターネット及びデータベースの活用法を具体的に示して、日常的な図書館活用を全学生に促している。更に、図書館ガイダンス時には、図書館クイズも実施し、図書館に足を運んでもらうしかけづくりも行っている。学生は、小学校・幼稚園教諭二種免許状、保育士資格等の各分野における講義での課題への取り組み、各学外実習（小学校・幼稚園・保育所・施設・児童館）の前後や期間中の資料収集等で図書館を活発に利用している。

図書館行事としては、図書館に入れたい図書を、学生が書店で自ら選んでポップを書くという「沖女図書館委員と行く選書ツアー」と称したイベントを6月に実施した。同様に、「オススメ本コンテスト」というイベントでは、読書意欲を喚起する事を目的に、学生が他学生に紹介したい本について所定の用紙に紹介文や絵を描き、優れた作品を表彰して副賞を授与し、結果を掲示している。平成29(2017)年度からは、地域の方に足を運んでもらうことを目的に図書館主催の講演会を開催している。令和元(2019)年度は、8月17日に沖縄県出身の女性起業家である呉屋由希乃氏による「環境教育とSDGsについて学ぼう」を開催した。また、11月23日に「図書館まつり」を開催し、切り紙あそびコーナーやリサイクル本コーナー、図書館オリジナル缶バッジコーナーを設け、外部の方々に本学の図書館を知ってもらう良い機会となっている。こうした講演会や図書館まつりでは、学生ボランティアを参画させることで、学生と図書館との距離を縮める機会となり、更に教育活動の場となっている。学生は、こうしたボランティア活動を通じて、司会役を経験したり、講師と直接話す機会を得たり、子ども達との触れ合いを通じて子ども理解への深い学びへと繋げる機会となっている。令和元年度からは多読賞を設定し、学生の貸出促進に努めている。それぞれの取り組みは、実施後すぐに図書館委員会で振り返りを行い、次年度に活かすというPDCAに努めている。

館内では常時リラックスできる雰囲気づくりの一環として音楽を流したり、絵本コーナーにはカラフルなマットを設置したりするなど、居心地のよい環境作りに取り組んでいる。マットの設置によって、学外の保育所等の利用者も増えている。出入り口の横にある展示コーナーは、季節や行事、講義と連動させて常設している。更に講義と連

携して、視覚障がいのある方々をより理解することを目的に、沖縄県立沖縄盲学校より様々な教材教具を借用して特別展示を実施している。平成 29(2017)年度からは、年末・年始に図書館職員がテーマ毎に本を選定し、「福袋」として提供する企画を実施しているが、学生からの評判も上々である。

広報活動としては、毎月「図書館だより」、「新着案内」を学内に掲示し、更に図書館情報発信として、開館日には図書館独自のブログで、展示コーナーのお知らせ、図書館企画、オススメ本等を紹介している。

教職員は、学内 LAN に接続されたコンピュータで授業資料及び会議資料の作成等に活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者に対しては、入学前に本学の授業や各種イベント、サークル・クラブ活動、及び学生生活等についての情報は大学案内のパンフレットや本学ウェブサイト等を通じて発信している。

また、学科ごとに設定した入学前課題を実施している。総合ビジネス学科では、キーボードのタイピング、e-learning 教材、新聞のスクラップ、漢字検定の問題集を課し

ている。これらの課題が学科のどの科目に関連したものかを一覧表に提示することにより、入学後の学びに繋がられるように工夫している。児童教育学科では、本学校舎においてピアノの指導を行うほか、課題図書感想文、子どもに関するニュース等についての新聞スクラップ、e-learning 教材等の入学前課題を課している。

入学者に対しては入学前に新入生オリエンテーションを実施し、オリエンテーション用資料、履修要覧、学修ポートフォリオ等を使って、履修指導を行うほか、講義マナー等、学生生活に関しての指導を行っている。総合ビジネス学科では、新入生については、フレッシュマンゼミナールにて引き続き履修指導を行っており、科目の履修漏れがないように気を配っており、児童教育学科においてもクラスごとにガイダンスを行い、細かな履修指導等をおこなっている。

1年後期以降の各学期開始時にはオリエンテーションを実施し、1年次同様に各種資料を使って履修指導を行っている。科目の選択については、全学年の学修ポートフォリオの中にカリキュラムツリーを記載し、科目選択のガイダンスに活用している。

学習成果の獲得に向けて、大学では学生便覧、履修要覧を発行し、学科では学修ポートフォリオや履修カルテを発行し利用している。履修モデルについてはウェブサイトに掲載している。

基礎学力が不足する学生に対しての補習授業は行っていないが、気になる学生については学科会議にて情報の共有を図り、必要に応じて個別指導を行っている。

学習上の悩みなどについては、基本的にはゼミナール担当教員やクラス担任等がオフィスアワー等の時間を利用して、相談を受け付けている。適切な指導助言体制の構築はこれからの課題である。

本学科は通信による教育を実施していない。

進度の早い学生や優秀な学生については、総合ビジネス学科においては「簿記原理Ⅰ」、「ビジネスコンピューティングⅠ・Ⅱ」においてクラス分けを実施して、学習上の配慮を行っている。児童教育学科においては、能力や意欲に応じた課題を実施したり、自習スペースを利用した個別学習指導なども行われている。

留学生の受入れ及び留学生の派遣については学生支援課を窓口として行っている。

学習成果の獲得状況について、学期ごとに学科会議にて GPA を確認し、特に GPA が著しく低い学生については、学習支援に向けた情報の共有を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援においては、委員長に学生支援部長、各学科から選出された3名の教員（総合ビジネス学科1名、児童教育学科2名）と学生支援課長の5名で構成されており、学生の奨学支援及び学生生活支援について検討している。

平成27（2015）年度に新キャンパスへの移転を機に、サークル棟を設置し、体育館の利用時間も充実したことにより、学生が自ら積極的に課外活動に取り組めるような環境が整っている。サークル活動や学外活動に対する予算面での支援も、教育活動費や後援会からの学生活動費等によって充実している。また、学生会の活動については、主体的にイベントを企画し、学生同士や、必要に応じて学生と教職員が協働で運営できるようにしている。学生会が企画した各イベントに関しては、実施前後に学生支援委員会を通して、教職員が情報を共有することで、企画への助言等を行っている。さらに、学生会の協議の場に学生支援課担当職員や必要に応じて教員が参加しながら側面的に支援をしている。

学生の憩いの場として、学生ラウンジには60席以上の席を設け、テラス席も整備され、昼食時間を中心に教員と学生のコミュニケーションの場となっている。また、小規模ではあるが書店も設置されており、書籍や文具等、学習に必要な消耗品等が取り揃えられている。校舎棟の2階には自主学習の出来る場所として学びの部屋や自習室も設置され、空き時間を利用して課題等に取り組む学生の姿が見られる。キャンパス・アメニティとして、女性用トイレにはパウダールームも設置され、日頃から身だしなみに気をつけるよう心がけているほか、校舎棟の3階には交流広場も設置し、休憩時間には多くの学生が寛いでいる。

県外や離島出身の学生も在籍している中、入学時には大学周辺の住宅情報や不動産の紹介を行っている。学生支援課の掲示板においても、近隣の住宅情報のチラシなど

を掲示して情報提供に努めている。県外や離島からの学生が入学の際に、大学周辺のアパート等を賃貸契約した場合には遠隔地学生住居支援金を給付している。また、2018(平成 30)年度の入学生から始めた、一人暮らしの新入生を対象に教職員との情報交換の場である「やどかり・カフェ」を今年度も開催している。参加した一人暮らし学生の声については、後日、学生支援委員会や学科会議等で情報を共有している。

通学に関しては、ほとんどの学生が自家用車、バイク通学をしている状況にある。学内には 140 台の駐車場と 80 台の駐輪場、学外に 180 台の駐車場を完備しており、遠方からの学生を優先的に駐車許可している。多くの学生が自家用車で通学していることもあり、新入生オリエンテーションでは地域の警察署や自動車学校の協力を得ながら、交通講話を開催し、注意喚起や交通マナーの指導徹底を行なっている。

経済的支援については、本学の実施する給付奨学金として、学業、人物ともに優秀な学生で経済的理由により修学困難な学生を支援するため、給付型の「沖縄女子短期大学奨学金第一種」(252,000 円)を令和元(2019)度は 4 名、「沖縄女子短期大学奨学金第二種」(100,000 円)を 20 名、「緊急支援奨学金」(100,000 円)を 1 名に給付し、「親族在学者奨学金」(100,000 円)は親族が同時に在学している学生に対して、2 人目以降から奨学金を給付し学費の負担軽減を図っており、1 組 2 名の学生に給付した。その他「金秀青少年育成財団奨学金」(100,000 円)を 3 名に給付し、「千代田ブライダル奨学金」(100,000 円)を 2 名に給付した。「吉武登奨学金」は保育士として就職する優秀な学生に対し、300,000 円を 1 名、100,000 円を 4 名に給付した。また、今年度より新たに創設された前学長の鎌田佐多子奨学金では、100,000 円を 2 名に給付した。なお、例年給付している「海外研修奨学金」(50,000 円)は、予定していた本学主催の海外研修が新型コロナウイルス感染拡大防止により中止になったため、該当なしとなった。また、学外奨学金としては、「白百合同窓会奨学金」(50,000 円)を 4 名の学生に給付した。「沖縄女子短期大学後援会奨学金」(100,000 円)を 23 名の学生に給付した。各奨学金の選考にあたっては、学科の意見を聴いて学生支援委員会で決定している。貸与型の日本学生支援機構の奨学金は、6~7 割の学生が利用している。

学生のメンタルヘルスケアや健康管理については、保健室に養護教諭が常駐し日常的に支援している。また、校医も月 1 回配置されており、学生の健康管理はもちろんメンタル面での対応も必要に応じて行っている。

学生生活に関しては、学生支援課の学生会との連携や教職員が日常的な学生との関わりを通して、学生の意見や要望を聴取するように努めている。また、教育実践研究支援センター主催での「トーキングカフェ」を開催し、学生と教職員の懇談の場として意見を聴く機会を設けている。

留学生支援に関しては、平成 30(2018)年度から令和元(2019)年の間は、ベトナム国籍の 3 名の留学生が在籍しており、学科の教員と学生支援課において、履修指導や学生生活についての支援体制を整えている。3 名はカトリック教会に所属しており、保証人である修道会関係者とも連携をし、留学生支援を行っている。

また、社会人学生の支援については、現役の学生とは違い子育て等との両立などで苦慮している面もあるため、必要に応じて相談等を行っている。

障がい者の受け入れについては、移転後の新キャンパスでは、障がい者用専用駐車

スペースやエレベーター、多目的トイレの設置のほか、点字ブロックの案内等、ユニバーサルデザインに基づいた設備を整えている。また、平成 30(2018)年 9 月より障がい学生支援委員会を設置し、組織的な支援体制の整備に向けて取り組んでいる。令和元(2019)年度から、臨床心理士を配置し、配慮の必要な学生の個別面接を行っている。さらに、学生支援部では配慮の必要な学生のニーズを受けて、配慮願い(個別支援計画)を作成し、専任教員と該当する非常勤講師に情報を提供し、各授業での合理的配慮について確認し、可能な限り対応するようにしている。

長期履修生の受け入れについては、平成 28(2016)年度に教務委員会を中心に規程の一部を見直し、必要に応じて審議している。今年度は対象学生は皆無であった。学生の社会的活動も積極的な参加が求められる中、近年は多くの企業や小学校・幼稚園や保育園、福祉施設等からボランティアの依頼があり、学生支援課と学科が連携し、学生への周知等に努めている。特に、42 年余の歴史を持つ本学の学生サークル「児童文化研究クラブ」の活動は地域社会から高く評価されており、保育・教育現場からの公演依頼が多い。また、今年度より園芸サークルが活動を開始して本学の建学の精神にもうたわれている「しらゆり」にちなんでテッポウユリを球根から育て、卒業生と教職員に球根の苗をプレゼントしており、卒業時に改めて見学の精神や母校愛に繋がる取り組みを行っている。その他、本学が所在地である与那原町との包括的な連携・協力に関する協定に基づいて、総合ビジネス学科の学生が、令和元(2019)年度に町内の交通戦略を提案するためのワークショップに参加したり、まちづくりに関する審議会委員の委嘱を 1 名が受けている。また、イルミネーション点灯式の実行委員として、企画・運営に参画するなどしている。一方、児童教育学科では、放課後学習支援員として町内の児童館において有償の学習支援ボランティアに取り組んでおり、この活動を通して小学生や幼稚園児と関わることで、学生の学習意欲・自己の成長にもつながっている。また、ボランティア活動については、依頼者側のボランティア保険の加入がないところもあり、保険については今後、検討する必要がある。

その他の身近なボランティア活動としては、オープンキャンパスの際に在学生から有償ボランティアを募っている。学生は参加者の誘導など、当日の運営に関わる他、在学生の立場から高校生にアドバイスを行い、本学のアピールに貢献している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

(学生支援部)

就職支援のための教職員の組織として、就職委員会が委員長に学生支援部長、各学科から選出された3名の教員(総合ビジネス学科1名、児童教育学科2名)と学生支援課職員で構成されており、学科と学生支援課が連携を密にしながら、キャリア支援に取り組んでいる。

校舎棟の1階には就職相談室が設置されており、沖縄県新規学卒者総合支援事業により、県内大学に専任コーディネーターが配置され、就職率の向上を図っている。本学にもコーディネーターが常駐し、親身になって就職活動に関する相談及び支援業務を担っている。就職コーディネーターとの面談は基本的に予約制を取っており、個人面談を行うほか、就職活動に関する心構え、履歴書、エントリーシートの書き方の指導、模擬面接等非常にきめ細かい指導・アドバイスを行っている。

個別面談の希望者が多い場合は、常駐する就職コーディネーターのほかに、ハローワーク那覇や沖縄県キャリアセンターからの出張相談も行なっている。

また、企業説明会や個別相談の案内等は学内掲示板だけでなく、教務システムを利用して、学生に一斉メールの配信やゼミナール等を活用して資料を配布する等、個々の学生にきちんと情報が伝わるように周知している。

就職のための就職試験対策として、就職ガイダンスや履歴書・面接対策講座、筆記試験対策講座、グループディスカッション対策講座、就活メイクアップ講座の他、他の機関等との連携でインターンシップや県外就職合宿の斡旋、支援等を行っている。卒業時に学科ごとに就職状況調査を行い、その結果を分析・検討し、学生の就職支援に活用している。

進学に対する支援については、入学前に大学案内で、入学後は学生支援課主催の説明会等を通じて、四年制大学編入学に関する指定校一覧と前年度の編入学の実績を提示し、編入学に関する情報を提供しつつ、学生からの個別相談に応じている。また、留学に関しては、外部団体と連携しながら説明会を開催し、必要に応じて個別に支援している。

(総合ビジネス学科)

学生支援課から卒業時の就職状況の報告を受け、総合ビジネス学科では学科会議で学生の就職先について確認し、次年度の就職支援に活かしている。学生支援委員会での就職に関する情報は、速やかに学科会議において報告が行われ、ゼミ等を活用し就職支援を行っている。

就職支援のための就職相談室の担当者との連携を密に行い情報共有をおこなっている。また、フレッシュマンゼミナールを活用して、就職支援コーナー(1Fに併設されている資料コーナー)を活用した就職支援活動も行っている。令和元年は、コロナウイルスの発生により企業説明会等の規模の縮小、もしくは閉会が相次ぎ、就職活動に対する意欲の向上に向けて取り組むことが難しい状況が生じている。オンラインでの就職活動に向けての組織的な取り組みが必要となっている。

資格取得と検定試験の受験については、学期の始めのオリエンテーション時において、履修ガイドと学習ポートフォリオを使いながら、履修指導を行っている。総合ビジ

ネス学科では秘書士⑩、ビジネス実務士⑩、観光実務士、医事管理士、医療管理秘書士などの資格が取得できるようにカリキュラムを編成している。資格取得に向けて、ゼミ等での履修状況の確認を随時行っている。また、検定対策に関しても検定担当の教員が随時指導を行っている。

「総合ビジネス学科で受験できる主な検定試験」

秘書系の検定試験	コンピュータ系	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘書検定 ・ ビジネス文書技能検定 ・ サービス接客検定 ・ ビジネス能力検定 (B 検) ジョブパス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語ワープロ検定 ・ 情報処理技能検定 (表計算) ・ 文書デザイン検定 ・ プレゼンテーション作成検定 ・ パソコンスピード認定試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人基礎力検定 ・ 日商簿記検定 ・ リテールマーケティング検定 (旧販売士検定) ・ メンタルヘルスマネジメント検定 ・ FP 技能検定 ・ 漢字検定 ・ 英語検定 ・ ニュース時事能力検定

学科会議及び卒業判定会議時に学生の就職活動に対しての支援体制に関する振り返りを行っている。学生の受講態度やアルバイトの状況、成績、就職状況、就職活動などの情報を共有し、次年度への学生支援の充実に取り組んでいる。

進学希望者については、随時、カウンセリング、編入学試験対策等を行い、就職支援を行っている。志願理由書や小論文の添削指導のほか、模擬面接、編入学を視野に入れた履修指導等を専任教員が丁寧に行っている。

(児童教育学科)

児童教育学科では、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、児童厚生員に関する就職支援として、小学校教諭や市町村の保育士・幼稚園教諭に関しては教育実践研究支援センターが主催する対策講座に教員を派遣している。また、私立保育園や児童館に係る就職支援については、学生支援課から提供される求人情報、実習先からの個別の職員募集情報に基づいた就職相談支援を学生支援課と連携して行なっている。2年生の後期には、沖縄県保育士保育所総合支援センター及び県の職員を講師とした保育現場への就職に関する講話を設定している。さらに、後期の週末には本学体育館を会場として同センター主催で合同就職説明会を実施しており、学生が各ブースで保育所の保育内容や求人情報を詳しく聞くことができている。同じように本学同窓会の主催する本学卒業生が運営する保育園の合同説明会も実施している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

(教務部)

履修登録や成績管理では繁忙期に職員の負担に偏りが生じる。履修登録では、在学生や科目等履修生などの履修指導で、各学科との連携による調整の対応を図る。一部

の教員で成績評価の提出遅延が生じることで全体の成績確定処理に滞りがでるなど影響がある。

(図書館)

図書館については、今後も各教職員（専任・非常勤）と図書館職員との連携を密にし、講義との連携で活用する資料を増やし、学生への教育内容のさらなる深化と地域貢献の充実を目指して、資料の収集と保存及び利用促進を図っていききたい。更に、時代の変化に合わせて電子書籍やマルチメディアデジターの充実に取り組んでいきたい。

(学生支援部)

2年間の教育課程がタイトな中で、学生の主体的な活動を両立させることは容易ではない。そのため、学生会の取り組みを学生支援課や学科が連携して支援することが必要である。学生支援委員会を中心に検討し、学生同士や学生と教職員とが協働して楽しく取り組める体制を徹底したい。

学生の通学については、今後も継続して、路線バス運行に関する行政への要請が必要である。また、自家用車で通学する学生の交通マナー違反が課題になっているため、引き続き、警察等の外部人材を活用した講話による注意喚起や学内での指導徹底を図りながら、安全な学生生活の保証と、社会人としてのマナーを醸成できるように学生支援課と学科が連携した支援の充実強化を図りたい。

経済的な支援については、今年度、新たに学内奨学金制度を創設することができ、学外の奨学金も新規開拓を行うと同時に、引き続き年間計画を基に多くの学生を支援していく必要がある。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアについては、保健室や各部署から得られる情報共有を基に個人情報扱いに留意しつつ、関係部署が連携しつつ組織的に支援にあたる必要がある。また、障がい学生の支援体制についても、今年度より導入した臨床心理士等の配置についても、授業の空き時間が少ない状況で、利用環境を整える必要がある。また、配慮の必要な学生の合理的配慮について、教職員及び非常勤講師等で FDSO を継続し、持続可能で誰一人取り残さない支援に向けた取り組みが必要である。

学生の意見や要望の聴取については、意見箱やアンケートの分析結果を学生支援委員会や学科等で共有し、カリキュラム改革や学生支援の充実に循環させたい。

社会人学生に対する支援体制については、特に子育て中の場合に本学では託児所機能がないため、子ども同伴で授業を受ける場合もある。このことも含めて、全学的に状況を共有し、支援体制について検討する必要がある。

学生の社会的活動については、学生一人ひとりの課外活動の充実や地域貢献の機会の提供に繋げるために、学生支援課と学科が連携して学生への周知徹底を図りたい。また、安全に課外活動に取り組めるような体制を継続して整備する。

学生が主体的に就職活動に取り組めるように、就職委員会を中心に事業計画を検討し、学生支援課と学科の連携を継続して強化していく必要がある。開催した学内合同企業説明会や対策講座への参加学生の確保が課題となっているため、学生支援課と学科で連携していく必要がある。引き続き、キャリア意識の醸成とキャリアデザインの

支援のさらなる充実に向けて、関係部署で連携したい。また、本学の建学の精神や教育目的・目標、学科の3つの方針等を基にしたキャリア教育と就職先（企業・教育・保育等）の求める人材像との整合性を図りつつ、キャリア支援について検討したい。

（総合ビジネス学科）

総合ビジネス学科については、学科会議及び学科FD研修の場で、学生の学習成果の獲得、就職、編入に向けて情報共有を行っている。しかし、すべての学生の状況を把握にはなっていない。今後は、教務課・学生支援課等との連携をとりながら、学生支援に向けて学科全体として取り組むことが課題である

就職試験対策講座を開設しているが、まだまだ受講者が少ない状況にある。今後は講座の内容をより充実させるとともに、講座の開講の周知を徹底させて、より多くの学生が参加できるように努めていく。

また、就職対策講座のニーズの把握と分析を行い、開催時期や開催方法などのさらなる検討が必要である。就職活動に向けて、1年次の前期から就職試験対策講座を開講し、それと並行して、基礎学力の低い学生に対しては補習講座を開き、基礎学力の底上げを図りたい。

時代のニーズに応えうるように、インターンシップ等への参加を積極的に行える環境の整備やOB・OGとの連携を強め、学生支援を行っていききたい。

（児童教育学科）

児童教育学科については、教員間で同一科目のシラバスの共通化や隣接する科目の授業内容の確認について取り組まれている実績はあるものの、すべての科目において教員間で同様の対応ができていないため、学科全体の取り組みとして広げていくことが課題である。

就職支援に関しては、教育実践研究支援センター主催の就職試験対策講座等を活用し、入学後早い段階からキャリア意識の醸成と具体的に学習に取り組む習慣を身につける環境を引き続き整える必要がある。その他、学生支援課と連携し、就職活動講座や保育の合同説明会にも積極的に学生が参加するような周知等を行っていく必要がある。

進学・留学支援に関しては、編入学指定校の情報提供や留学説明会の周知等を徹底し、就職委員会を通して学生支援課と連携し個別支援も充実させる必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

（教務部）

学生の学習管理を支援するためライズ社によるeラーニングシステムを導入した。これにより基礎学力に不安のある学生はリメディアル教材を、就職活動に向けてはSPI対策教材を24時間いつでも自学自習できる環境となっている。また、学習到達度等を教員側からも確認できる仕組みとなっており、授業等に小テストとして活用することなども活用方法として期待している。

(学生支援部)

学生支援については、交通マナーや SNS 被害等の未然防止、デート DV の防止の観点から外部講師を招聘し、警察官や女性相談行政の立場から実態を踏まえた専門家からのわかりやすい講話を聞く機会を提供している。

学生の主体的な活動を支援するために、2 年間で卒業生していく学生たちの学生会の取り組みが、組織的に継続していくように新旧学生会引継ぎ式を実施してきたが、口頭での話し合いから、2017(平成 29)年度より資料を基に協議し、その結果を記録に残すことで、より丁寧に引き継ぎがされるよう側面的に支援をしている。その結果、2018(平成 30)年度学生会からは前年度の振り返りを書面で確認しながら、効率よく作業が進むようになったとの声も出された。このようなシステムティックに引き継がれたことで、2019(令和元)年度の学生会では、企画書等を用いた提案型の協議がなされ、より学生通しが共通認識をもちながら協働で企画・運営できるようになった。このことは、社会人基礎力を身につけるよい機会になっており、学生会に所属する学生も自身の成長を実感している。

また、就職に向けた質保証の観点から、教育実践研究支援センターと児童教育学科の連携により、幼稚園教諭・保育士の市町村採用試験対策講座や小学校教員候補者選考試験対策講座を実施している。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(教務部)

前回、平成 27(2015)年度に計画した専門科目も含め、学習成果を獲得できるバランスの取れた特色あるカリキュラムについて、両学科とも検討した。

各学科ともにゼミナール担任及び担任制により、きめ細やかな学生の状況把握等を行っており、学習に関する個別指導をさらに徹底する観点から、カリキュラムツリー・カリキュラムマップ・履修モデル等の検証・改善を行っているが、児童教育学科ではカリキュラムツリー等について確定できておらず、検証・改善に至っていない。

(学生支援部)

前回平成 27(2015)年度に計画した学生の経済的な支援体制の充実強化に向けては、平成 29(2017)年度より新たに、国内研修奨学金、特待生奨学金、学業成績優秀者奨学金、遠隔地学生住居支援奨学金、沖縄県離島学生支援奨学金、社会人学生支援奨学金、被災学生奨学金を創設した。さらに、令和元(2019)年度はより前学長の鎌田佐多子奨学金が給付され、また、学外奨学金では那覇西ロータリークラブ奨学金も新たに追加された。

課外活動に関する支援については、学生支援委員会を中心に、教育実践研究支援セ

ンターと連携をとりながら、サークル活動、ボランティア活動、学生会活動の充実発展に繋げる。また、大学祭では、建学の精神及び各学科の養成像を踏まえた上で、各学科の特長を生かした学習成果を学内外に発信している。

就職支援については、就職委員会を中心に職業教育の方針について検討している。また、総合ビジネス学科の1年生を対象にした就職に向けたキックオフセミナーは、学科と学生支援課担当者が密に連携をとりプログラムの充実を図った。就職に関する相談支援体制については、学生支援部及び教育実践研究支援センター、学科との連携の下、就職コーディネーターを積極的に活用しながら、きめ細かな個別指導を行っている。

学生支援の充実に向けて就職先による卒業生の評価に関する調査は平成29(2017)年度より実施している。また、卒業年次による満足度調査は継続して実施している。これらの結果等を検証し、学生支援体制の改善に繋げる。なお、平成27(2015)年度の後期より大学キャンパスの移転により、学習環境や課外活動のための設備等も整ったこともあり、学生の快適な学生生活に繋がっている。また、学生生活に関する相談支援については、学生支援部を中心に組織的な個別支援の充実と強化を図るために、臨床心理士を配置した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(教務部)

平成27年度から適用された新たな建学の精神に基づいて見直された各学科の学位授与の方針が学習成果に対応しているか、卒業要件等を明確に示しているかについて検証する。また、各学科の学位授与の方針については、本学のウェブサイト等を活用し、学内外に公表しているため、更に引き続き検証していく。

教育課程の編成については、新たな建学の精神に対応した特色あるカリキュラムの検討を更に継続して進める。シラバスの編成方針としては、建学の精神及び学科の教育目的・目標等との関連を明確にしたシラバスを作成し、教育の質向上につなげるために、FD委員会と教務委員会が連携し、シラバス編成方針を更に引き続き点検する。

入学者受け入れの方針については、入試管理委員会及び学科会議を中心に、学習成果等の観点から更に引き続き検証する必要がある。また、新入生に課している入学前課題の効果についての更なる検証が必要である。学習成果については、キャップ制の効果の検証やルーブリック等学習成果の測定方法の確立を行う。学習成果の査定で得られた結果を分析して、今後の活用法について更に検討を進める。

(学生支援部)

学生が主体的な活動を実現するためには、学生会を中心とした取り組みが重要である。学業との両立や学生同士等が協働して進めて行くためにも、企画・運営に工夫が必要である。そのため、学生会に対して教職員が協議の進め方や役割分担、進捗管理等のノウハウを提供することで、充実した活動になるようにサポートを徹底する。学生が自身の成長に気づき、達成感が得られるように、学生会の協議の場などに必要に応じて教職員が参加し側面的に支援する。

学生の通学については、継続的に路線バス運行に関する行政への要請を行う。また、学生の交通マナーを醸成するため、次年度も外部講師による講話を開催したり、学生便覧にも必要事項を掲載して、注意喚起や指導を徹底する。

経済的な支援については、新たな奨学金制度の創設の検討をしつつ、引き続き、学生支援委員会で作成する年間計画を基に学生に対する周知徹底等の支援を行う。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアについては、必要に応じて守秘義務に配慮しつつ保健室や校医、各部署からの情報共有を基に個別に支援を行う。また、障がい学生の支援体制については、障がい学生支援委員会を中心に、今年度導入した臨床心理士等の効果的な配置に向けて検討する。

学生の意見や要望の聴取については、学生支援委員会で意見箱やアンケートの分析結果を共有し、関係部署に情報提供してカリキュラム改革や学生支援の充実に循環させたい。

社会人学生に対する支援体制については、全学的に学生の状況を共有し、支援体制について継続的に検討する。

学生の社会的活動については、課外活動や地域貢献活動が学修成果に繋がるように、学生支援課と学科が連携して積極的に取り組めるよう学生支援委員会で検討する。

学生が主体的に就職活動に取り組むために、就職委員会を中心に年間事業計画を立て実行できるように、学生支援課と学科のさらなる連携強化を図る。学内で開催する合同企業説明会や就職対策講座への参加学生の確保が課題であるため、キャリア意識の醸成とキャリアデザインの支援について、関係部署の連携を充実させる。また、卒業生の就職先に対するアンケート結果や就職後の卒業生との情報交換会の結果を活用して、本学の建学の精神や教育目的・目標、学科の3つの方針等を基にしたキャリア教育やキャリア支援の改善に繋げる。

なお、令和元（2019）年の年末に中華人民共和国の武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視して、次年度に向けて計画した内容については、各種委員会等で再度検討し、柔軟に対応する必要がある。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、総合ビジネス学科及び児童教育学科を設置しており、その教育研究上の目的の達成のため、学科の規模及び授与する学位の分野に対応して適切な教員組織を編成している。本学は学長、教授、准教授、講師、助教を配置している。

また、秘書士[㊦]、ビジネス実務士[㊦]、観光ビジネス実務士、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生二級指導員資格、ピアヘルパー受験資格等の様々な資格取得養成を目指した教育課程を編成しており、専門性を重視した人員配置を行っている。

各学科には学科長を配置し、学科会議や学科に関する業務を掌理し、必要に応じて学科長補佐を置いている。教員が所属する組織として、学科の他に、教務委員会、入試管理委員会、就職委員会、広報委員会、自己点検評価委員会などの各種委員会があり、それぞれ業務を遂行する責任体制が確保されている。

本学は、沖縄女子短期大学教授会規則に基づき教授会を設置し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。本学の専任教員数は下表のとおりであり、短期大学設置基準第22条別表第1に定める教員数を充足している。専任教員数のデータは次表の通りである。

「専任教員数」

令和元(2019)年5月1日現在

学科	専任教員数					設置基準で定める教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	
総合ビジネス学科	4	2	0	0	6	6
児童教育学科	7	5	2	2	16	11
合計	11	7	2	2	22	17

次の表は年齢別専任教員数を表している。20代及び30代の若手の教員が少ない現状である。児童教育学科においては、60代以上の教員の数が多く、特に教授については、特別任用教員に依存した構造になっている。

「年齢別専任教員数」

令和元(2019)年5月1日現在

学科	20代	30代	40代	50代	60代	70代
総合ビジネス学科	0	0	2	2	1	1
児童教育学科	1	1	6	4	3	1
合計	1	1	8	6	4	2

次の表は専任教員一人当たりの学生数を表している。総合ビジネス学科の専任教員一人当たりの学生数は23.3人、児童教育学科の専任教員一人当たりの24.6人となっている。

「専任教員一人当たりの学生数」

令和元(2019)年5月1日現在

学科	学生数	専任教員数	専任教員一人当たりの学生数
総合ビジネス学科	140	6	23.3
児童教育学科	393	16	24.6
合計	533	22	24.2

総合ビジネス学科、児童教育学科ともに、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員の専門分野と教育歴を考慮した上で、専任教員と非常勤教員を配置している。次の表は専任、兼任、兼任教員数を表している。

「令和元年度 専任、兼任、兼任教員数」

令和元(2019)年5月1日現在

学科	専任教員数	兼任教員数(非常勤)	兼任教員数
総合ビジネス学科	6	13	2
児童教育学科	16	37	1
計	22	50	3

補助教員については、総合ビジネス学科の専門教育科目である茶道の授業において、きめ細かな実習指導を行うため、補助教員を配置している。

教員の採用については、学長、部館長センター長、学科長が選考委員となり、専任

教員選考要綱に基づいて、真正な学位、研究業績、教育実績、制作物発表、社会活動、学内活動への意欲及び人物などを総合的に評価し、短期大学設置基準を充たした採用候補者を教授会の意見を聴いた後、理事会に諮り、採用している。

教員の昇任については、昇任審査委員会規程、教員の昇任に関する規程、昇任手続規程に基づいて公平・公正に審査し、教授会の意見を聴いて昇任人事を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

各学科の専任教員は、各自の専門分野に関する学会等に所属したり、各種研修会などに参加するなかで、専門分野に関連する専門的な知識や技術などの情報収集に取り組んでいる。単独及び共同研究などを通して、学会発表や研究紀要をはじめとした論文等の業績を積んでおり、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果教育研究活動を行っている。

専任教員個々人の研究活動の状況の公開については、ウェブサイトを使った研究業績システムを平成27年度に導入し、本学ウェブサイトから公開するための準備を行っている。

過去3年間（平成29年度～令和元年度）において、科学研究費補助金の獲得に関しては平成29年度は1件、平成30年度に1件あり、令和元年度の獲得はなかった。同じく過去3年間（平成29年度～令和元年度）におけるその他の外部研究費等の獲得に関し

ては、平成29年度は1件、平成30年度に1件、令和元年度に2件が採択されている。

専任教員の研究活動に関する規程は、次表の通りである。助教以上のすべての専任教員に一律に研究費が支給されている。なお、専任教員授業担当時間規程では、専任教員の授業の担当時間を定めている。

「研究活動に関する規程」

規程名	規程の目的
研究費の助成に関する規程	本学に所属する専任教員に対してその専門分野において研究上の費用を助成し、学術及び学問的水準の向上に資する。
研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程	本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定める。

専任教員の研究倫理を遵守するため、『研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程』第6条の規定に基づき、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングを活用した研究倫理教育を定期的に行っている。

専任教員の研究成果を発表する機会としては、本学紀要が挙げられる。本学では学術雑誌編集規程に基づいて、紀要編集委員会が設置されており、同委員会が中心となり、紀要を年1回発行している。

専任教員の研究室は、校舎棟の5階に配置されており、助教以上の専任教員に1人1室ずつ研究室が整備されている。研究室には電話回線、エアコンが設置されており、概ね快適な研究環境だと言える。

各研究室には有線のLANのコンセントが設置されており、学内ネットワークに接続することにより、教職員専用のファイルフォルダや教員と学生の共用のファイルフォルダにアクセスすることができ、教育研究の向上と業務の効率化に寄与している。校舎棟の各フロアの廊下には無線LANのアクセスポイントを整備しており、無線LANにも接続が可能である。

専任教員が研究、研修を行う時間については、特に定められていないが、専任教員には個別の研究室を設け、研究活動を支援する環境を整えている。また、研究費等を活用して学会や研修会に参加している現状である。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていないため、今後検討を要する。

FD活動に関する規程は沖縄女子短期大学FD委員会規程を整備しており、この規程に基づき、FD委員会を設置し、両学科や教務課を中心に、FD活動を行っている。FD委員会は、教務部長、各学科から選出された委員各2名、教務課職員1名、教育実践研究支援センター教職員1名で構成されており、非常勤教員とのFD研修会の企画及び実施や授業評価アンケートの実施等を行い、授業改善に努めている。

専任教員は学習成果を向上させるために、両学科と教務課、学生支援課と連携して、学習成果の向上を図っている。教務委員会では教務部長を委員長として、両学科の学

科長、各学科から教員が1名ずつ、教務課職員が構成員となっている。同委員会ではカリキュラムツリーやカリキュラムマップに関することや履修指導等を審議し、学習成果の向上に向けて努力している。

そのほか、学生支援委員会は学生支援部長、各学科から選出された1名、教務課長、学生支援課長で構成されており、主として奨学援助の面から、学習成果の向上に向けて学生の学習活動を経済的にサポートしている。国際交流委員会は主としてハワイの短期研修についての企画及び運営を行っている。専任教員は同委員会と連携し、研修前の事前指導や現地での引率、事後指導などを行っている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織の責任体制は、学校法人嘉数女子学園事務組織規程に基づいて、組織体制と業務分掌が規定され、事務体制は明確となっている。

総務企画課（法人事務局兼務）、教務部教務課、学生支援部学生支援課がある。研究施設等として、図書館、教育実践研究支援センターが設置されており、大学の運営、学生の支援、教員へのサポートを行っている。

図書館及び教育実践研究支援センターには、必要な非常勤職員が配置されている。職制として、事務局長、教務部長、学生支援部長、教育実践研究支援センター長、次長、課長、主任司書、主任、書記及び現業職員その他必要な職を配置している。図書館には司書を配置し、保健室には保健師を配置するなど、資格に応じて職員を配置している。各部署には業務に必要な能力と適正を有する職員が適切に配置され、業務遂行に必要な環境も整備されている。

さらに、理事長の特命事項を遂行するために参与を配置しており、平成30(2018)年度からは常務理事を配置している。

本学では次のように、事務関係諸規程を整備し、規定に基づいて業務を遂行している。

「事務関係諸規定一覧」

規 程 名
1. 学校法人事務組織規程
2. 事務組織図
3. 課長会規程
4. 文書取扱規程
5. 文書保存規程
6. 公印取扱規程
7. 事務職員研修規程
8. 経理規程
9. 経理規程細則
10. 予算編成規程
11. 予算執行規程
12. 資産管理規程
13. 資産運用規程

事務部門はワンフロアに総務企画課、教務課、学生支援課が配置され、連携を取りやすくするとともに、パソコン、プリンター、コピー機など、業務に必要な情報機器や各種備品が整備されている。

防災対策は、新キャンパスでの消防計画を策定するとともに、立地が海岸に近いことから与那原町と本学との間で本学校舎を津波発生時の避難場所として締結するとともに、与那原町と合同で地震時の対応や避難訓練を実施している。その際、通常の時間割に沿って授業が行われている中、警報を発し、全教職員、学生、学食等の委託業者と警備員も総動員して、地震時の姿勢の取り方（シェイクアウト訓練）や垂直移動の訓練を実施している。

情報セキュリティ対策は、外部ネットワークからの不正な侵入には内部ネットワークとの接続点にファイヤーウォールを構築することで防ぎ、各教職員のパソコンへはウイルス対策ソフトを導入し安全性を高めている。各自が取り扱うデータはファイルサーバー上の個人フォルダ、共有フォルダ等によりやり取りを行うようにしている。セキュリティ保護の観点から、USBメモリ等を使用したファイルのやり取りが使用できないシステムを採用し、情報漏洩等の事故防止に努めている。

SD活動に関する規程は「事務職員研修規程」に定められている。SD活動は平成28(2016)年度より私立大学等改革総合支援事業に向けた教職員全体の勉強会を年に1度実施している。業務の改善については、日常的な業務を進める中で、課内又は委員会等で検討し、改善を図る。

以前はマークシートを使った授業評価アンケートを行っていたが、マークシートの読み取りや自由記述欄の入力のために、外部から非常勤を雇用し、データの取りまとめにかなりの時間と費用がかかっていた。平成26(2014)年度にc-learningを導入し、

パソコンやスマートフォンを使ったアンケートシステムに切り替えたことにより、授業評価アンケートの集計がウェブ上で行うことが可能になり、迅速な集計が可能となった。

また学習成果を向上させるため、各種委員会は教員、事務職員で構成し、毎月、全事務職員による事務連絡会議及び課長会議を開催し、大学全体の業務の共通理解と懸案事項に対処している。特に、学生の学習成果に密接に繋がる教務委員会やFD委員会では、事務職員も委員として参加し、積極的に大学改革に関わっている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

労働基準法及び関係法令に基づいて、学校法人嘉数女子学園就業規則、沖縄女子短期大学教員の採用規程、及び学校法人嘉数女子学園非常勤事務職員就業規則を制定し、学校法人嘉数女子学園規程集に編纂している。同規程集は、部館局長センター長、各学科、各課に配布し周知を図るとともに、総務企画課ではいつでも閲覧できるようにしている。規程の改定が行われた際には、教職員全体説明会等において、周知している。

また、規則規程等に基づいて、人事・労務管理を適切に行っている。

教職員の就業に関する規程は、「労働基準法」等の関係法令に基づき、次の表に示すとおり整備している。

「勤務に関する規程一覧」

規 程 名
1. 学校法人嘉数女子学園就業規則
2. 職員給与規程
3. 出張旅費規程
4. 育児・介護休業等に関する規程
5. 職員再雇用規程
6. 慶弔見舞金規程
7. 沖縄女子短期大学教員の採用規程
8. 教員の昇任に関する規程
9. 特別任用職員規程
10. セクシャルハラスメント防止規程
11. 学校法人嘉数女子学園非常勤事務職員就業規則
12. 学校法人嘉数女子学園非常勤講師就業規則
その他

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の年齢構成のバランスについて段階的に改善を図る。

補助教員の配置について、教育課程編成・実施の方針に照らし合わせながら、各学科及び教務委員会等で検討し、必要に応じて、配置していく。

教員の採用については、教員採用規程に基づいて行われているが、時代に即した教員の採用が課題となる。

科学研究費補助金等や外部研究費のさらなる獲得を目指して、専任教員はこれまでに以上に教育・研究に励まなければならない。教育・研究に勤しむための環境作りとして、専任教員が研究や研修を行うための規程の整備、留学、海外研修、国際会議出席等に関する規程の整備について検討する必要がある。

今後はSD活動を定期的に行い、業務の改善を進めていく。防災対策としては、避難訓練の定期的な実施や学生の防災意識を高める取り組みを進めていきたい。授業評価アンケートでは、パソコンやスマートフォンを使ったアンケートシステムに切り替えたことにより、授業評価アンケートの集計がウェブ上で行うことが可能になり、迅速な集計が可能となったが、アンケートの回収率が低いため、今後は回収率をあげていくことが課題である。

また、情報セキュリティポリシーが未整備のため、整備したい。大学事務を取り巻く状況は、様々な制度の導入等もあり、従前に比べてより専門的な知識が求められている。また学内の諸改革への取り組みもあり、業務量が増加し負担が重くなってきている。教職員の健康管理とワークライフバランスに配慮し、職員がより能力を発揮できるよう職場の環境作りに努める。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等に

よる指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

平成 27(2015)年 10 月から与那原町の新キャンパスに移転しているが、新キャンパスの校地、校舎ともに短期大学設置基準を充たしている。校地、校舎は、教育課程編成に基づいて、施設、設備、教育機器備品も揃えられている。

【校地について】

校地の面積は、短期大学設置基準の規定を充たしている。新キャンパスの校地面積は、23,512 m²で、短期大学設置基準に定める 4,700 m²を大幅に上回っている。

「新キャンパスの短期大学設置基準（校地・校舎）の充足状況」

区 分	校 地 (m ²)			校 舎 (m ²)		
	基準面積	設置面積	差異	設置基準	設置面積	差異
新キャンパス (与那原)	4,700	23,512	18,812	4,400	5,856	1,456

運動場は6,256m²で元サッカーグラウンドとして整備されていた用地であることから、芝生が植えられ、すぐに活用できる状態に整備されている。校舎と一体となっていることから、活用の利便性は非常に高い。

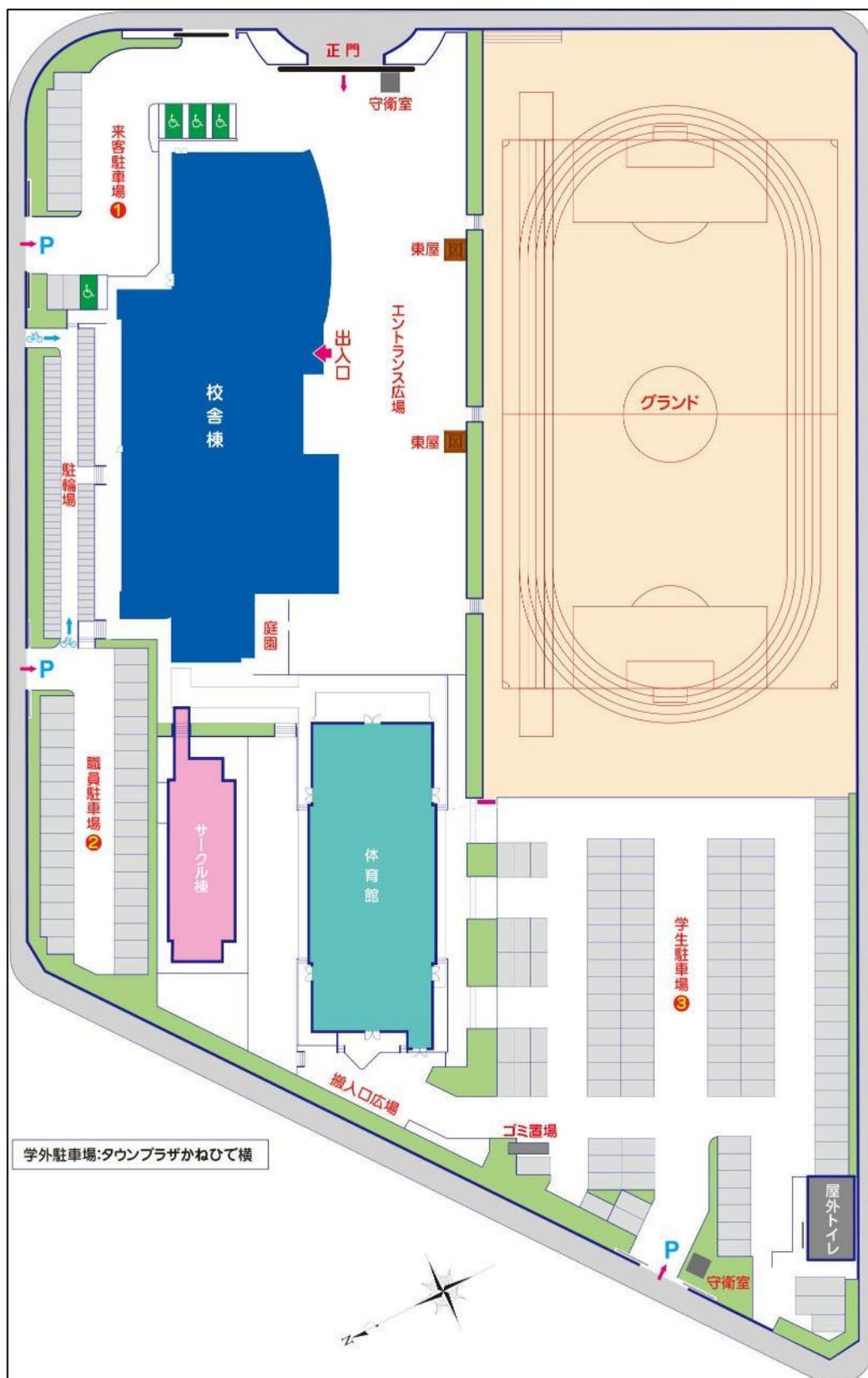
校地・校舎については、バリアフリー対応、ユニバーサルデザインとなっている。校地内には点字ブロック、運動場への移動はスロープが整備されている。校舎内では、多目的トイレが1階、2階、4階に整備され、校舎内の移動はエレベーターや車椅子リフトの利用が可能となっている。また、校舎と体育館は渡り廊下で繋がっており雨に濡れずに移動が可能であり、沖縄県からは福祉のまちづくり条例適合の認定を受けている。

【校舎について】

校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充たしている。新キャンパスの校舎面積は、5,856m²で、短期大学設置基準に定める4,400m²を上回っている。校舎棟は6階建てであり、校舎棟のほかに体育館とサークル棟を有している。また、大学全体の校舎、体育館、サークル棟の総面積は、7,096m²である。

沖縄女子短期大学

キャンパスの配置図を示す。



校舎棟の配置図を示す。



事務室 / 大教室 / 茶道室 / 常務理事室 / 面会室 1・2 / 保健室 / 学生相談室
 就職相談室 / 学食ラウンジ / パウダールーム / 多目的トイレ



教育実践研究支援センター / 学びの部屋 / 自習室 / 遠隔学習室
 岐阜女子大学サテライト校 / 調理実習室 / 後援会・同窓会室
 視聴覚教室 / 図書館 / パウダールーム / 多目的トイレ

3



演習室 / プレイルーム / 理科室 / 教室 301 ~ 305
パウダールーム / 交流広場

4



教室 401 ~ 406 / パウダールーム / 多目的トイレ / テラス

5



研究室 1 ~ 23 / 文書保管庫

6



音楽教室 / 教室 601 / ピアノレッスン室 PL603 PL602
パソコン教室 PC604 PC605

【教室について】

総合ビジネス学科、児童教育学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、大教室、茶室、中教室、小教室、視聴覚室、学びの部屋、自習室、理科室、プレイルーム、調理実習室、演習室、パソコン教室、ピアノ教室、ピアノレッスン室を整備している。

なお、総合ビジネス学科は建学の精神を具現化するための科目として、専門教育科目の必修科目に「茶道」を設置しており、茶室で茶道の授業を行っている。茶道で学んだ学習成果は大学祭等で披露されている。

講義室（小教室 2 室、調理室を除く）にはノートパソコンやタブレットパソコンが接続可能な情報端末が設置されており、授業等で積極的に活用されている。また、校舎棟内には無線 LAN が整備されており、学生用の Wi-Fi 回線と教員専用の Wi-Fi 回線が準備されている。

コンピュータ教室では授業支援システムが導入されており、教員用のパソコンの画面を学生用パソコンに一斉配信でき、簡単なアンケートの実施も可能である。その他、小教室用にタブレットパソコンが26台整備されている。

なお、本学は通信による教育は行っていない。

【図書館について】

本図書館は、平成 27(2015)年のキャンパス移転に伴い、本館 2 階に新設された。広さは 676.36 m²で、館内は二層式になっており、身体が不自由な方専用の車椅子リフトを 1 台設置している。図書館内には収容定員の 10%以上の座席数が確保されており、図書館内で 1 クラス程度の講義ができるようになってきている。本館に設置されたことから、各教室や研究室、事務室との距離が近くなったため、講義との連携が促進され積極的に活用されている。学生・教職員への貸出しが容易となり、学外の利用者も増加している。また、図書館職員と教職員との連携がとりやすくなり、教育の質の向上に寄与している。

購入図書の選定は、沖縄女子短期大学図書館委員会規程第 2 条 4 号に基づき、原則として図書館委員会の議を経て購入を決定している。また、教職員及び在学生からの図書リクエストを随時募集し、図書の充実を継続的に図っている。

図書等の廃棄システムは、沖縄女子短期大学図書館資料除籍規程及び除籍に関する細則に基づき、適切に処理している。

総合ビジネス学科並びに児童教育学科を設置する本学は、それぞれの科目に関連した図書を積極的に収集している。そのため、全体としては 3 類（社会科学）の図書を多く所蔵しているのが特徴となっている。また、両学科ともに各授業のシラバスに掲載されている参考図書を随時入手しており、学生の自主学習の機会創出と学修支援に努めている。更に、「先生方の推薦図書コーナー」を設置し、各授業との連携・接続を通じた学修支援に繋げている。

例えば、総合ビジネス学科に関しては、「ビジネス・観光」コーナーを設置しているほか、「就職関連本」・「資格・検定」・「実習に役立つ本」コーナーを常設し、就職活動の支援を図ると同時に、就職活動や医療事務実習の時期には、関連する図書を目立つ場所に移動し、展示するなど工夫している。

児童教育学科では、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等の各専門分野の図書を充実さ

せている。例えば小学校教諭を養成する初等教育コースの学生のために複数の出版社の小学校教科書を取り揃えているほか、教員採用試験対策関連の図書が充実している。そのほか、各地域の民話の収集も積極的に行い、関連する授業等での活用を通じて、地域文化の理解を図っている。

児童教育学科に関しては、特に 8,110 冊に及ぶ絵本の充実が特徴となっている。(令和 2(2020)年 3 月 31 日現在) 所蔵する絵本は、日本の作品にとどまらず、海外の作品も含め幅広く揃えている。そのほか、絵本以外の児童文化財(エプロンシアター・パネルシアター・紙芝居)も充実しており、本学図書館の特色となっている。こうした特色ある資源は、各実習での活用はもとより、学外利用者にも有効活用され、地域貢献に寄与するものとなっている。

令和元年度からは、電子書籍やマルチメディアデジタイズ図書などの時代に合わせた図書も少しずつ購入している。

蔵書数および利用者状況に関しては以下のとおりである。

年度別蔵書数

各年 3 月 31 日現在

	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019) 年度
図 書 [うち外国書]	78,441 [409]	79,874 [477]	81,227 [503]	82,812 [654]	84,431 [666]
雑 誌 [うち外国書]	109 [1]	114 [1]	118 [1]	120 [1]	128 [1]
視聴覚資料	523	532	578	607	623

年度別利用状況

(単位：人、冊)

	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019) 年度
入館者数	37,732	30,876	28,924	30,566	26,975
貸出冊数	9,507	12,405	15,059	15,943	14,352

※平成 27(2015)年 7 月 13 日～10 月 4 日までキャンパス移転のため休館

学生が館内で利用できる機器・備品の整備状況は以下のとおりである。

区 分	内 容
情報機器	デスクトップパソコン 2 台 (館内蔵書検索用・データベース検索用) ノートパソコン 12 台 白黒プリンター 1 台 iPad 2 台 DVD・VHS プレイヤー 1 台
無線 LAN	館内に無線 LAN のアクセスポイントがあり、授業の内外において、Wi-Fi を利用したインターネット通信が可能である。
文献複写	コピー機 1 台

その他	エプロンシアター 27点（令和2（2020）年3月31日現在） パネルシアター 35点（令和2（2020）年3月31日現在） 車椅子用リフト1台
-----	--

【体育館について】

体育館の面積は810㎡であり、体育館の設備は、舞台、アリーナ、男女トイレ、男女シャワー室が完備されており、本学の入学式や各種行事でも活用されている。アリーナは、バスケットボール、バレーボール、フットサル、バトミントンに対応できるようになっており、体育の授業及び課外活動に活用できる適切な面積となっている。体育館の隣にはサークル棟が設置されている。

体育館は地域貢献の一環として、近隣の保育園への貸し出しも行っている。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

【規程の整備について】

固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程、財務諸規程を含めた整備状況については、資産管理規程、経理規程、経理規程細則、資産管理規程を整備している。

【施設設備と物品について】

上記の諸規程に基づいて、施設設備及び物品の維持管理を適切に行っている。また、電気、消防設備、コンピュータ等の保守は、専門業者に委託し、定期的な点検と緊急時の対応を行っている。また建物全体の清掃業務は外部の専門業者に委託している。

【火災・地震等の対策について】

火災、地震対策、防犯対策として、消防計画を策定し、自衛消防隊組織、予防管理組織を編成してある。

防災対策の一環で、毎年、与那原町、地域住民と合同で地震・津波の避難訓練を実施している。

また、防犯については、警備会社から派遣された警備員が24時間常駐しているほか、防犯カメラを設置して、セキュリティ強化に努めている。

さらに、本学は学生の自動車通学が多いため、学生支援課が中心となり、通学の際の交通マナーの啓発活動を行っている。

【コンピュータのセキュリティ対策について】

本学のコンピュータシステムへのセキュリティ対策として、学外のインターネットと学内 LAN を接続する部分へファイヤーウォールを設置し、学外からの不正なアクセスや学内からの特定の危険なウェブサイトへのアクセスを遮断している。

また、学内で管理する全てのパソコンへウイルス対策ソフトを導入しており、ウイルス感染及び拡散を防止している。

学内 LAN については、VLAN を使って教育系（教員、学生、教室パソコン等）及び事務系（事務職員）のネットワークに分け、更に、ユーザーのアクセス権限にて、各資源へのアクセス可否を制御することでネットワーク全体のセキュリティを保っている。

特に、事務職員用パソコンについては取り扱うデータの重要度が高いことから、仮想サーバーによるシンクライアントシステムを導入し、各自のパソコン内には、ファイルサーバー以外へのデータ保存及び、USB メモリ等によるデータの持ち出しもできない仕組みとなっている。これら対策により、外部へのデータ流出及び、外部からのウイルス感染を防いでいる。

外部業者にネットワークの構築と保守を委託し、情報化推進室の担当職員で日常の運用を行っている。

【省エネおよび地球環境保全対策について】

新校舎のコンセプトの一つに、エコキャンパスをうたっており、省エネルギー・省資源対策に取り組んでいる。

館内に設置する空調設備は、事務局にて各空調機器を集中コントロールすることができる最新の省エネタイプを導入することで、設定温度、消し忘れ等を管理している。また、電灯には全て LED 照明を採用するとともに、校舎棟及び体育館の屋上へ太陽光発電システムを設置し、自家発電された電力を全て構内の電力消費に還流することで、僅かではあるが電力会社からの電力購入量を減らし、環境負荷低減に貢献している。

その他に、敷地内植栽等への散水には備蓄した雨水を利用することで、貴重な水資源の節約に寄与している。

総合ビジネス学科では、平成 28(2016)年度から、省エネルギー対策の一環として、授業終了後の空き教室でのエアコンと照明の電源をオフにするよう、学生マナーの向上に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

新キャンパスの立地環境は、海岸に近いことから、外壁は塩害に強い塗装が使用されている。建物保全のために、年 2 回のアルミサッシ窓枠の洗浄を実施しているが、屋外空調機等は錆の腐食が早いことから、メンテナンスにかかるコストは課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた授業を遂行するため、本学には、パソコン教室を 2 教室設置している。コンピュータ教室にはデスクトップ型パソコンを 2 教室合わせて 62 台、そのほかに、普通教室用として、タブレットパソコンを 26 台準備しており、計 88 台のパソコン等端末を設置して授業に対応している。各教室にはモノクロレーザープリンターとカラーレーザープリンターを設置し、授業で活用している。プロジェクターとスクリーンも常設しており、さらには授業支援システムである「e Watcher SRIV Jr.」を導入しており、教員のパソコン画面をスクリーンに投影するだけでなく、学生用のパソコンに一斉送信することができ、授業の利便性が向上している。

パソコンやプリンターの故障、ネットワークの管理等の専門的な支援については、情報化推進室が窓口となり、必要に応じて業者に対応してもらうなど、迅速に対応している。上記のパソコン教室及びサーバー、タブレットパソコンは定期的にメンテナンスを行い、維持管理に努めている。

また、科目に必要なソフトウェアについては、情報化推進委員会にて意見収集し、選定及び導入をしている。

「パソコン室の整備状況」

設置場所	詳細
パソコン教室 PC604教室（6階）	デスクトップ型パソコン 33台 （学生用32台+教員用1台）
パソコン教室 PC605教室（6階）	デスクトップ型パソコン 29台 （学生用28台+教員用1台）
多目的用 （どの教室でも利用可能）	タブレット型パソコン 26台 （学生用+教員用の区別なし）

学生用コンピュータにインストールされている主なソフトウェアは次表の通りである。

ソフトウェア名	主な用途
Microsoft Office Professional2013 （Word、Excel、PowerPoint、 Access、OneNoteほか）	文書作成、グラフ作成、各種計算、 プレゼンテーション、データベース作成
ORCA	医療事務の授業においてレセプト（診療報酬） 作成用
弥生会計16	会計ソフト
Dr. Web for Windows	ウイルス対策ソフト

この他にも画像処理や動画編集用として Adobe Creative Cloud (Illustrator、Photoshop 等) が 5 台インストールされている。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、情報技術の向上に関する学生及び教職員を対象としたトレーニングについては、現段階では実施していないため、今後の課題である。

また、パソコンをシンクライアント化したことにより、再起動をすることで授業用の初期設定へ戻る仕様となっており、学生の操作ミス、システムエラー、または万が一のウイルス感染等の不具合が出た場合、すみやかに授業用初期設定へ復旧をすることが可能となっている。一方、部品の故障等による不具合へは、予備用パソコン（2台）を準備しておくことで、交換して復旧することを可能にしている。これに加えて、定期的な保守を外部業者へ委託し、パソコン教室の適切な状態保持に務めている。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、情報化推進室を中心に技術的資源の分配の見直しと活用を行っている。

パソコン教室は月曜から金曜の 9 時から 21 時 40 分を授業・ゼミ等で利用しているほか、授業・ゼミ等以外の時間は自習用として学生に開放している。授業においては、学生 1 人につき 1 台を使用できるよう履修登録にて管理している。また、PC604 教室と PC605 教室は隣り合って配置されており、間の壁を移動することでより大きな教室（定員 60 名）として活用することが可能となっている。これにより、片方の教室で収まら

ない授業については、両方の教室をつなげた状態で利用するなど、フレキシブルな対応が可能となっている。

パソコン教室に設置されたパソコンへはシンクライアント化及び授業支援システムを導入しており、教員用パソコンより学生用パソコンを起動・終了でき、教員画面の学生への転送や、学生の操作内容を閲覧・管理することができる。これにより、パソコン等の故障が増大傾向となっていた課題に対して、授業への支障を最小限に抑えることができている。

本学のネットワークシステムは、校舎棟6階サーバー室を基点として、外部インターネットに接続されており、そこから体育館、サークル棟と全館を結ぶLANを整備しており、研究室や教室等へ接続している。また、近年急速に増えつつあるタブレット、スマートフォン等の無線LAN接続機器へも対応するため、学内全域で利用できるよう無線LANのアクセスポイントを整備している。これら学内LANについては、VLAN及びユーザーのアクセス権限にて、各資源へのアクセス可否を制御することでセキュリティを保っている。

教員は、授業の際には、PowerPointなどのプレゼンテーションソフトを活用し、視覚に訴えながらわかりやすく質の高い授業を提供するために努力している。また、一部の授業ではタブレットを学生に配布し、学生用のタブレットの画像をワイヤレスで接続してプロジェクターに投影することにより、グループの考えをクラス全体で共有することを行っている。

パソコン教室等に設置された機器及びシステムについては、5年を目安に大幅な見直しを行っており、それ以外については両学科から上がってくる要望について単年度ごとに導入可否の検討をして、設備の陳腐化を防いでいる。

本学には各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた授業を遂行するため、パソコン教室だけでなく、一般教室、視聴覚室、演習室、プレイルーム、理科室、音楽教室でも映像音響機器を整備しており、プロジェクターからの資料投影等を利用できる。

主として授業の中で学生のコンピュータ技術の向上を図っている。総合ビジネス学科では、ワープロ・コンピュータⅠ、ワープロ・コンピュータⅡ、ビジネスコンピューティング、データベース論、基礎統計学などの科目を設置し、児童教育学科では情報機器操作、教育機器演習を設置しており、これらの授業においてコンピュータスキルを向上させている。

上述したように、本学では教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行うコンピュータ教室を2教室整備するとともに、タブレットパソコンが使える教室を整備している。なお、マルチメディア教室、CALL教室等は設置していない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学ではパソコン教室及び基幹ネットワークをリニューアルしたことにより、教育資源は不足のない状態となった。しかしながら、これらの教育資源を使いこなす側である、教職員の情報技術の向上が課題である。今後はSD活動及びFD活動を通して、情報技術の向上を図る。

また、平成 26(2014)年度以降にリニューアルしたパソコンも 5 年を過ぎようとしている。そのため、新たにパソコンの入れ替えが必要になるが、厳しい財政面からは課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

本学では各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた、情報技術を向上させる授業を提供している。しかしながら、教職員へ向けた情報技術の向上を目的としたトレーニングは行われていない。今後は、情報化推進室及び情報化推進委員会が中心となり、コンピュータスキルを向上させるための SD 及び FD 研修会等を企画し、実施する。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

(1)①資金収支については、平成 29（2017）年度は、土地購入による施設拡充のため支出超過となった。平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度は私立大学等改革総合支援事業タイプ 3（令和元年はタイプ 2）が採択され補助金増加で収入超過となり正常に推移している。

事業活動収支の経常収支差額は、平成 29（2017）年、平成 30（2018）年、令和元（2019）年度の 3 年間にわたり均衡しており、正常に推移している。

②事業活動収支（経常費収支差額）は、平成 29（2017）年、平成 30（2018）年、令和元（2019）年度の 3 年間、入学定員、収容定員を充足し、私立大学等改革総合支援事業タイプ 3 の獲得による国庫補助金が増加し、収入超過の状態を維持している。

③貸借対照表の状況については、キャンパス移転により資産及び純資産も増加し健全に推移している（前年度対比、平成 30（2018）年度 25,656 千円、令和元（2019）年度 54,487 千円増加）。

④本学の事業活動収支における経常収支の黒字幅は過去 3 年間 3%～8%で推移し均衡している。本法人は短期大学以外の学校は設置してないため、法人全体に占める割合は、ほぼ同額である。

⑤本学の財政状態は、上述したとおり堅調であり持続可能である。学校法人全体としても第三次経営計画に基づく財政運営の適切な執行に努め、本学の存続を可能とする財政は維持している。

⑥退職給与引当金は、期末要支給額の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

⑦資産運用規程についての規程は、「学校法人嘉数女子学園資産運用規程」で定められており、安全確実な運用を行っている。

⑧本学は過去 3 年にわたり、教育研究経費の経常収入に占める割合が 20%を超えている。平成 29（2017）年度 26.5%、平成 30（2018）年度 27.3%、令和元（2019）年度 29.6%である。

⑨過去 3 年における教育研究用の施設設備および学習資源(図書等)は、必要額を計上しており、令和元年度も資金配分は適切である。

⑩公認会計士の監査意見に対しては、総務企画課財務担当が窓口となり組織的に適切な対応をしている。

⑪寄付金の募集は、趣意書等でその寄付金の趣旨を明示し、評議員会、理事会での承認を得た上、適切に行なっている。学校債の発行はない。

⑫入学定員充足率は、平成 29 (2017) 年度 111.0%、平成 30 (2018) 年度 116.5%、令和元 (2019) 年度 107.2%、収容定員充足率は、平成 29 (2017) 年度 115.3%、平成 30 (2018) 年度 112.5%、令和元 (2019) 年度 113.4%となり、収容定員を充足しており妥当な水準で推移している。

⑬収容定員充足率は 100%以上を維持しており、それに見合う教育環境の充実、経費節減等を図って堅実な運営に努めて財務体質を維持している。

(2)①平成 30 (2018) 年～令和 4 (2022) 年 (5 ヶ年) の第三次経営計画に基づき、単年度の予算方針に沿う事業計画及び予算編成を行なっている。毎年 11 月頃各部署からの予算要求、ヒアリングを行い、事業計画に基づいた予算編成を総務企画課で集約し、各部署の予算責任者で構成員される予算委員会を経て、毎会計年度開始前 (3 月) の評議員会、理事会において決定している。

②事業計画と予算は、各担当部署と協議、連携して作成、予算委員会を経て、評議員会、理事会での審議決定後、総務企画課から速やかに関係部署に通知している。

③各部署において年度当初予算を踏まえて予算執行規程に基づき適正に執行している。月次予算執行状況を経理責任者及び統括責任者 (理事長) に毎月報告し実績の推移と内容を把握している。

④日常の出納業務は、会計担当者が学校法人会計基準に則り円滑に処理し、経理責任者である事務局長が総括している。また、事務局長が出納帳及び現金残高を確認し円滑かつ適正に処理しており、重要な案件については理事長にも報告している。

⑤資産については、資産管理規程及び物品管理規程に基づき、固定資産台帳 (財産目録) を作成し管理している。資金は、有高、通帳、残高確認を行い、現金出納簿に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥事務局長 (経理責任者) は、予算対比の月次資料 (試算表・資金収支計算書・事業活動収支計算書等) 前年度対比の月次資料 (事業活動収支計算、現金預金比較等) を作成

し、統括責任者（理事長）へ予算執行状況を毎月報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

(1)戦後沖縄における高等教育の社会的必要性から設立され、設立当初は、女子教育が中心でしたが、今日では、男女共学での教育活動を展開し多くの卒業生は県内外で活躍している。

第三次経営計画には、「安定的な経営状態を維持及び向上を目指す」こと及び『『新生沖女』としての諸改革に取り組み、充実発展を通して存在意義を高め地域貢献の役割を果たしていく』ことが示されている。

かような趣旨を踏まえ、二大重点方針である「経営基盤の安定化」（学生数の安定的確保）、「教学マネジメントの特色化」（選ばれる大学）の方向性を確立し8つの重点事項（経営戦略）(①高校との連携・接続 ②入試・広報活動の充実 ③学社連携の効果的な取組 ④沖女ネットワークの活用 ⑤教職員の専門性の特化 ⑥個を生かす授業実践 ⑦学科カリキュラムの工夫・改善 ⑧ I T 授業改善の試行) の具体化・実践化に努める。

(2) 本学の魅力（強み）は「1. アットホームな学風 2. 多くの卒業生の輩出と人材育成 3. 資格・就職に強い 4. 学問と実践の両方を学べる」等々である。

弱さの外的環境変化（18歳人口の減少、高等教育無償化制度、専門学校数の増加等）、内的環境変化（学生数の安定的確保、収益率の向上等）を分析し高等教育機関として地域に必要とされる人材育成に努める。

(3) ①第三次経営計画（平成30（2018）年～令和4（2022）年）において学生募集対策を行なうことと、それに伴う整合性の取れた学納金計画を明確に策定している。

②第三次経営計画には、「安定的な経営状態を維持及び向上を目指す」こと及び『『新生沖女』としての諸改革に取り組み、充実発展を通して存在意義を高め地域貢献の役割を果たしていく』ことが示されていることを踏まえ、教員の採用は、「経営安定化への取り組み」及び『『新生沖女』としての新たな教育改革』『第三者評価受審』の視点を十分に考慮した計画構想を踏まえて実施する。

事務職員は、年齢構成、能力に応じた適材適所の配置、再雇用制度の活用等、効率的かつ適切な人事計画に努めている。

③施設設備はキャンパス移転に伴い大学全体のネットワークを刷新し、図書館の整備等を行い改善した。将来計画については、第三次経営計画に基づいて建物・空調設備等のメンテナンス、情報教育に対応した機器等の整備・充実を図っていく。

④（イ）教育・研究の振興を図るための特別補助金のうち私立大学等改革総合支援事業は3年連続（平成29（2017）年度タイプ2、平成30（2018）年度タイプ3、令和元（2019）年度タイプ2）で採択されている。

（ロ）沖縄県の産業界をITで支える人材を育成する事業「未来のIT人材育成創造事業」を受託した。

（ハ）学生の経済的支援として本学独自の「沖縄女子短期大学修学支援基金」（沖女愛ファンド）を設立した。

教員による科学研究費助成金も継続して採択されている。

本学は有休資産がないため、有休資産処分の計画は無い。

(4) 令和元年度の収容定員充足率は113.4%となり定員を充足している。

また、短期大学設置基準第22条及び同基準第20条第1項に基づき、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を配置し適正な人件費を確保していることに加え、各学科の教育研究の充実に必要な施設設備等の配分を行なっており、適切な定員確保とそれに見合う経費のバランスはとれている。

(5) 経営情報については、教職員全体会議を実施し、共通認識を図るとともに、学園のホームページで財務諸表を公開しているなど、経営情報と危機意識の共有が図られて

いる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

キャンパス移転に際し、施設を含めた整備費用は、金融機関からの借入で行なった。借入返済額は、元金・利息を含め、年間約 98,000 千円となる。

第三次経営計画では、借入返済額を組み入れた資金計画となっている。滞りなく返済するためには、学生定員の充足、国庫補助金や寄付金の収入増を図りながら経費削減を実施する。経常収支差額が収入超過（黒字）を維持できるよう学生募集対策に教職員一丸となって取組み、健全なる安定的経営を目指していく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

(1) 学生募集対策の一環として 2021（令和 3）年度入学試験の変更

- i) 受験生の学力の 3 要素を適正に評価するため高校での学習活動のみでなく、社会活動、ボランティア活動など入試を通して様々な要素を評価するため総合型選抜出願の学業成績による出願条件を撤廃する。
- ii) 出願者全員と直接会う機会を持ち、書類だけでは分からない受験生の魅力の評価するため 1 次審査を原則廃止する。
- iii) 沖縄県本島以外（県外・離島）の高等学校に在籍する受験生の負担軽減措置としてすべての入試制度において入学検定料を免除するサポート制度（複数回利用可）を設置する。

(2) 高等教育無償化への対応

文科省による、経済的理由から修学を断念することのないよう、経済的負担の軽減を図る「高等教育の修学支援制度」の認定機関となり授業料減免を実施した。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

i) 教員の年齢構成のバランスの改善

前回の年齢構成 平成 28 年 5 月 1 日現在

学科	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
総合ビジネス学科	0	0	4	1	2	0
児童教育学科	1	1	6	2	3	3
合計（人）	1	1	10	3	5	3
構成率（％）	4	4	44	13	22	13

沖縄女子短期大学

今回の年齢構成

令和元年 5 月 1 日現在

学科	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
総合ビジネス学科	0	0	2	2	1	1
児童教育学科	1	1	6	4	3	1
合計 (人)	1	1	8	6	4	2
構成率 (%)	5	5	36	27	18	9

前回との比較で、全体に占める 60 代、70 代の教員の割合が、35%から 27%となり年齢構成は若干改善した。

ii) 共同研究の活性化

岐阜女子大学との間で「大学間で開発した地域教材をタブレット端末等の ICT 教育機器で授業実践する有効性及び教育効果について」を実施している。

iii) 保健師や学校医の活用

学力・心身に問題のある学生への対応は、キャンパス移転に伴い、保健室の中に学生相談室を設け看護師等と校医との連携を密にする他、月 1 回公認心理士との相談も実施している。

iv) 各種委員会及び委員配置の整理統合

組織規模を踏まえ、業務の効率化、合理化を図るため、学内全体の各種委員会等の整理統合を令和 2 年度実施に向けて整備している。

v) 事務職員の年齢構成や適正な配置、事務作業の効率化、大学職員としての意識改革

前回の年齢構成

平成 28 年 5 月 1 日現在

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代
人数 (人)	3	8	3	2	0
構成率 (%)	19	50	19	12	0

今回の年齢構成

令和元年 5 月 1 日現在

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代
人数 (人)	1	7	5	2	1
構成率 (%)	6	44	31	13	6

前回との比較で、全体に占める 50 代、60 代の職員の割合が、12%から 19%と上昇した。

事務作業の効率化については限られた人員の中で、どう効率化を図るか、日々念頭におきながら職務遂行にあたっている。人事異動も定期的に行っている。

大学職員としての意識改革については、各種研修会及び大学コンソーシアム沖縄、

沖縄県私立大学協会主催の研修会及び SD 委員会等各種委員会を通して積極的に参加し意識改革に取り組んでいる。

vi) 教育活動収支の改善

キャンパス移転を機に、施設設備への投資による大幅な支出超過となったが、特別補助に係る私立大学等改革総合支援事業が採択されたことにより財務状況は改善している。

前回の認証評価受審（平成 27(2015)年度）での機関別評価結果において指摘された非常勤教職員の就業規則の未整備については、次のとおり整備している。

- i) 非常勤講師の就業規則は、平成 31（2019）年 4 月 1 日から施行している。
- ii) 非常勤事務職員の就業規則は、平成 29(2017)年 4 月 1 日から施行している

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和元(2019)年度は、第三次経営計画（期間：平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度）の 2 年目のため、単年度（令和元年度(2019)年度）の予算をしっかりと執行できるように予算管理を行なう。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

【理事長について】

(1)理事長は、以下に示すとおり、学園の運営全般にわたり適切なリーダーシップを発揮している。

①学校法人嘉数女子学園は、その教育目的を「気品と社会人基礎力を備え、自ら学び続けることのできる人」「平和を志向し、地域創生へ参画することのできる人」「未来を見つめ、専門性の向上に努めることのできる人」を育てることとし、多くの人材を輩出し地域に根ざした教育を展開している。理事長は当学園の創立者が設立した建学の精神及び教育理念、教育目的・目標を理解し、教育改革の実践、高校との連携・接続、地域連携の強化等に積極的に取組むなど、学園発展のために寄与している。

②理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為第 11 条に基づいてこの法人を代表し業務を総理している。

③理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為第 34 条の規定に基づき、毎会年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為第 16 条の規定に基づき理事会を開催し、法人の最高意思決定機関として適切に運営している。

①学校法人における最高意思決定機関は理事会であり学校法人嘉数女子学園寄附行為第 16 条第 2 項により、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

②理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為第 16 条第 3 項に基づき、各理事に対して理事会を招集し、同寄附行為第 16 条第 7 項に基づき理事長が議長を務めている。

③理事会は、自己点検・評価は、社会的責任を果たす上で重要と認識しており、理事長と学長は、点検・評価による課題への対応のために相互に協力する態勢をとっている。

④理事会は、学園内外から選出された理事により情報の共有を図り、教育の質の向上と経営の健全化に努めている。

⑤理事会は、本法人の寄附行為第 3 条の「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、人格円満にして教養の高い社会人を養成し、もって文化の創造と社会の福祉に貢献しうる有意な人材を育成することを目的とする。」を理解しており、本学の教育特色、人材養成等について、適切な意見・提言がなされている。

また、理事会は最高意思決定機関であり、法的な責任を負うことを認識している。

⑥理事会は、学校法人の運営、短期大学運営に関する必要な規程を整備している。

(3)理事は、私立学校法第 38 条及び本学園寄附行為第 6 条に基づき適切に構成されている。

①理事は、学校法人嘉数女子学園の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識および見識を有している。

②私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき、学校法人嘉数女子学園寄附行為

第6条において理事の選任条項を定め、次のとおり選任している。

【学校法人嘉数女子学園寄附行為（抜粋）】

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)この法人の創立者、後継人又はその代理と認められる者 1人
- (2)この法人が設置する短期大学の学長
- (3)評議員のうちから評議員会において選任した者 3人
- (4)学識経験者のうちから理事会において選任した者 5人

③学校法人嘉数女子学園寄附行為第10条第2項において、学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用し規定している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

第三次経営計画には、「安定的な経営状態を維持及び向上を目指す」こと及び『『新生沖女』としての諸改革に取り組み、充実発展を通して存在意義を高め地域貢献の役割を果たしていく』ことが示されている。

かような趣旨を踏まえ、2大重点方針である「経営基盤の安定化」（学生数の安定的確保）、「教学マネジメントの特色化」（選ばれる大学）の方向性を確立し8つの重点事項（経営戦略）（①高校との連携・接続 ②入試・広報活動の充実 ③学社連携の効果的な取組 ④沖女ネットワークの活用 ⑤教職員の専門性の特化 ⑥個を生かす授業実践 ⑦学科カリキュラムの工夫・改善 ⑧IT授業改善の試行）の具体化・実践化に努める。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長は先頭に立って下記の通り様々な改革を打ち出し経営基盤の安定化を図っている。

(1)事務組織の改編

近年、私立大学をめぐる経営環境は急激に変化しており、18歳人口の減少、高等教育に対する時代のニーズ及び多様化に対応していくために、組織規模を踏まえ、有機的・機能的に業務が推進できるよう事務組織体制を見直した。

- i) 6部署（支援センター・室含む）を4部署に改編・統合
- ii) 新たに教育研究部、学社連携部を設置
- iii) ALOの組織的な位置付け

(2)沖女しらゆり支援推進協議会との連携・協力に関する協定書の締結

本学学生の「学生支援に関する事業」を行うことを目的に、相互に連携・協力を包括的に強化し就職活動及び学生への教育の質の向上に向けて「沖女しらゆり支援推進協

議会」と包括連携協定を締結した。

(3) 沖縄女子短期大学を核とした連携強化

沖女短大が地域に根ざした教育・研究事業を展開することで、地域の将来を担う学生を育成し、地域の教育力向上と地方創生の実現を図り、教育課程の特色を創出する。

- i) 研究活動（情報教育、身体活動、英語教育）
- ii) 教育事業（人材育成、就職支援、職場定着）
- iii) 協働活動（地域・卒業生・企業等が連携）

(4) 岐阜女子大学との姉妹校連携強化

- i) 幼稚園教諭一種免許上進講座
- ii) 教員免許状更新講習の連携
- iii) 図書館司書資格への参加連携

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は長年に渡り、本学の児童教育学科の教員として、小学校・幼稚園免許や保育士養成に携わり、本学の発展に尽力してきた。さらには、沖縄県の保育界を牽引し、学外においても高い評価を得ている人物である。

学長は、人格が高潔で、学識に優れ、大学運営に関し見識を有しており、平成 29(2017)年度には、全教職員が参画し策定することをコンセプトに「第 3 次経営計画（平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度）」の作成に尽力して完成させ、平成 30(2018)年度からその運営が開始している。

学長は、平成 27(2015)年度に適用された建学の精神を学内に浸透させる方法の一つとして、新入生オリエンテーションのプログラム内に「建学の精神」についての講話を設け、学生一人一人への周知を自ら実践している。

学長は、「沖縄女子短期大学学長選考規程」及び「沖縄女子短期大学学長選考細則」に基づき選考される。本学の学長選考は、専任教員及び課長以上の事務職員の投票による選考方法を見直し、平成 30(2018)年度からは理事会の権限強化を踏まえた選挙によらない学長選考に改めた。新たな選考方法は、「沖縄女子短期大学の望ましい学長像」の方針を踏まえ、理事（5名）、教員（3名）及び事務局長で構成された学長候補者選考委員会で、複数の学長候補者を多面的な視点から評価し、上位者を理事会で審議し、理事長が任命する選考方法に改めた。現学長は、この新たな選考方法による審査過程を経て就任し手腕を発揮している。

学長は、学則及び教授会規則に基づいて教授会を開催し、その内容を教授会において共有し、短期大学における教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会では、三つの方針についての見直しや教育目的・目標についての検討を行い、常に各学科及び各種委員会についての審議や活動報告が行われ、その意見を参酌して最終的な判断を行っており、即して議事録の整備・保管が徹底されている。また、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知し、特に学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与等、重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定する姿勢を実行している。学長の下に設置している教育上の委員会等を規程に基づいて設置し、各委員会からの意見を聴取し適切に運営している。

学長は、教学の長として公務を司り、教職員及び学生に対する懲戒の手続き等を定めており、学生便覧において「学則」を記載し学生への周知も行っている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

第 3 次経営計画が策定されたところから、具体的な運営が開始されるに当たり、現

状の組織上の課題を注視し、改善・改革に取り組む。

学長は、国の示す「働き方改革」の動きにも着目し、本学の課題を見出すことから、よりよい職場・組織へと改善する策を協議・実行していく。

また、学長の下に教育に関する組織として教務委員会、FD委員会等があるが、これからの短期大学の魅力を打ち出す「カリキュラム」と「授業」の改革・改善をするべく全教員が教育研究を重ね理解しながら、本学の強みを広報できる体制づくりに取り組む。今後は教職員ともに協働するFD・SD委員会の設置を考えていく。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

(1)(2)(3)監事は、業務及び財産の状況について適宜監査を行っており理事会及び評議員会に出席して、議案内容及び審議状況等を確認するとともに、意見具申を行なっている。

財産状況の監査については、主に決算書類、財産目録をもって実施し、監査において公認会計士とも連携して意見交換を行なっている。私立学校法第37条第3項の規定に従い、本学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後2月以内に理事会、評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員

の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

学校法人嘉数女子学園寄附行為第5条第1項において理事の総数は10人と規定している。評議員は同寄附行為第19条で21人と規定しており、理事の定数の2倍を超える評議員をもって組織している。また、評議員は私立学校法第42条及び寄附行為第21条の規定に基づき、次の諮問項目について理事長が評議員から意見聴取を行い、規定に従って運営している。

- i) 予算及び事業計画
- ii) 事業に関する中期的な計画
- iii) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- iv) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- v) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- vi) 寄附行為の変更
- vii) 合併
- viii) 目的たる事業の成功の不能による解散等
- ix) 寄附金品の募集に関する事項
- x) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、自己点検評価報告書をホームページで公表している。また、教育活動に係る次の事項も公表している。

- ・大学の教育研究上の目的及び上記施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること
- ・教育研究上の基本組織に関すること
- ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ・入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・大学が行なう学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(2) 私立学校法第63条の2の規定に基づき、学校法人のホームページで財務情報を公

開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

大学の経営環境が厳しい中、本学の経営状況は適切かつ健全に運営されているが、全国的な少子化と専門学校在台頭等、短期大学への志願者減少が続いている。第三次経営計画が2022年（令和4年）度で終了することから第四次経営計画策定のため準備を進める。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

経営の二大重点方針である「経営基盤の安定化」（学生数の安定的確保）、「教学マネジメントの特色化」（選ばれる大学）の方向性を確立し、8つの重点事項（経営戦略）（①高校との連携・接続 ②入試・広報活動の充実 ③学社連携の効果的な取組 ④沖女ネットワークの活用 ⑤教職員の専門性の特化 ⑥個を生かす授業実践 ⑦学科カリキュラムの工夫・改善 ⑧IT授業改善の試行）の具体化・実践化に努める。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成27年（2015年）の行動計画では、理事長及び学長のリーダーシップがより発揮できるようガバナンスの更なる強化を図っていく。そのためには、理事会・評議員会の活性化を図ること、学長と教授会の機能を明確化して機能させいくことが挙げられている。

このことを踏まえて、平成30年からスタートした第三次経営計画においても理事体制の強化として、理事長を日常的に補佐する常務理事の配置を記載しており、平成30年5月の理事会で、評議員も兼ねている理事が常務理事に選任されている。

また、学長は、学長と教授会の権限が明確化された平成27年改正の教授会規則に基づいて、教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

経営の二大重点方針である「経営基盤の安定化」と「教学マネジメントの特色化」を具現化していくため組織が一体となって取り組んで行く。

また、第三次経営計画が2022年（令和4年）度で終了することから第四次経営計画策定のため準備を進める。